

(第一類 第十二号)

第九十四回国会 建設委員会 議録 第六号

(一七七)

昭和五十六年三月二十七日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 稲村 利幸君

理事

池田 行彦君

理事

中村 靖君

理事

木間 章君

理事

伏木 和雄君

理事

鹿野 道彦君

理事

田村 良平君

理事

登坂重次郎君

理事

中村正三郎君

理事

畠井 新君

理事

谷 洋一君

理事

堀之内 久男君

理事

船田 啓介君

理事

中西 武三君

理事

羽田野 元君

理事

横山 利秋君

理事

小野 信一君

理事

利秋君

理事

新君

理事

井上 勝彦君

理事

竹内 博義君

理事

中島 正利君

理事

中島 齊藤滋与史君

委員外の出席者

環境庁水質保全
局水質管理課長
建設省道路局長
渡辺 大塙 敏樹君
一志君

国土厅水資源局 北野 章君
建設大臣官房長 丸山 良仁君
建設政務次官 宮繁 譲君
建設省都市局長 升本 達夫君
建設省河川局長 小坂 忠君

出席政府委員

長官 榎作君

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

同日

辞任

同日

辞任

同日

辞任

同日

辞任

同日

辞任

同日

辞任

出席國務大臣

建設大臣 齊藤滋与史君

同日

辞任

同月二十七日

出席委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

同月十九日

委員の異動

同月十九日

辞任

<p

一方、与野党の間に合意がございましたて、本年度の自然増収あるいは不用額あるいは剰余金等がどれぐらいあるか、その見積もりは困難であるといたしましても、減税をせひしたいというのが衆議院の総意となりました。まさにその意味におきましては、私が注文いたしました公文書偽造せず

に本年度支出すべきものではないものは支出すべきでない、継続するというふうにしたならば、五十四年、五十三年の実績をもつてすれば、建設省、大蔵省をもつしても相当の不用額が出ると思うのであります。それが減税に使用されるのでありますから、その点については、先般当委員会で行いました質疑応答を十分踏まえて遺憾のないようにしておられると思うのですが、いかがでしょうか。

○齊藤国務大臣 お答えいたします。

未執行の問題につきまして過般来先生初め先生方から御指摘をいたしておられますし、会計検査院の指摘をいただきましたこと等をよく承知いたしまして、そのようなことで貴重な財源をいわゆる不効率な事態に置かないよう十分配慮してまいりたい、このように考えるところでございます。

○横山委員 下水道関係におきましては会計検査院の指摘を受けたことは、局長、部長を初め御存じのとおりであります。建設省全般はもとよりでございますが、少なくとも下水道関係において再

留意をいたし、地方公共団体を督励してまいりたいと考えております。

○升本政府委員 貴重な公共事業費の執行でございますので、御指摘の点につきましては今後十分留意をいたし、地方公共団体を督励してまいりたいと考えております。

○横山委員 もしもこれだけやつてなおかつ私どもの調査あるいはまた会計検査院の指摘を受けるようなことがありましたら、これは何も公文書を偽造した地方自治体なり国の出先機関の問題でなくて、あなたの方の監督責任を追及するつもりでございますから、その点を十分お含みおき願いたいと思います。

さて法案について若干の質問をいたしたいと思います。

最初は、特別の地方債の問題であります。

特債制度をこのまま継続をいたしますならば、下水道事業のために獲得した国費はすべて借金返済に充当をされる結果になつてしまい、流域下水道や都市下水路はすべて地方負担となりしかねない、それのみならず特債発行額が純国費を上回り、財源構成上に逆転現象を生じる、そななりますと、この制度を続ける限り、下水道の財源制度が崩れていくような心配を私はいたします。

たとえば五十六年度の公共下水道の経費を見ますと四千三百四十九億、対前年度比八%増。ところが五十六年度の元本返済分は千七百五十四億、これは五十六年度の公共下水道の四〇%に達しておる。だからそれを差し引きますと、純国費は二千五百九十四億。これだけ考えますならば、対前年度比から見ますとむしろ三%の減になつていて

ではないか。これでは公共下水道の事業費が補助金不足で確保できない。そこで、前年度比一〇%代行しているが、このために五十七年度の償還額は五十六年度よりも五百億も増加するという結果になる。これはあなた方の数字をそのまま使って

私の試算をしたわけですが、特債制度といふものがいかぬと言つてゐるわけじゃないけれども、それをどんどん借金返済に向けてしまつてそれはどんどん国費を食つていく、そのたびにまた

特債を出す、また借金というような傾向をどうお考えになりますか。

○升本政府委員 おただしの特別の地方債制度でございますが、國庫補助金の一部を特別の地方債

で立てかえて手当てをいたしまして、翌年度から四年間で国費を分割交付して償還する制度でございまして、昭和五十年度から公共下水道事業に適用されまして、下水道事業の促進にその限りにおきましては大いに役立ってきたと私どもは考えております。

しかしながら、この制度を継続して適用してま

りましたことに伴いまして、その償還に充てる国費もただいまおただしのように毎年度ふえてまつておることも事実でございます。したがいまして、下水道事業費を確保いたしますために、償還国費の増加額の上積み措置あるいはその額に相当する特別の地方債をまた新たに増額発行が必要になります。国庫補助金は本来毎年度の予算で計上して手当てをされるべきものというふうに考えておりますので、特別の地方債導入はあくまでも

財政の必要から生じた緊急避難的な措置というふうに私どもは理解をいたしております。したがいまして今後は機会を得て、その機会ごとにその適用の割合を段階的に減少させていくということに努力をいたしてまいりたい、最終的には本制度の終息ができるだけ早い時期に図つてまいりたい、かように考へておる次第でござります

○横山委員 最終的にはこの特債をなくしたいと云ふことをおつしやるけれども、特債を始めるときにはこれはカンフル注射だといふ気持ちで、まあいいだろうということで始める、そのカンフル注射が今度はカンフル注射じゃなくなっちゃつて、それがなくてはもう生きられぬ、ことしも特債、来年も特債といふことをやつしていく、それで体がどんどんむしばまれてしまつて、元本償還にそれがどんどんウエートを占めていく、実際の事業費が少なくなつてしまふ、何をやつているんだかわけがわからない、こういう結果を私は心配をするわけです。あなたが言うよう将来なくしくそれがどんどんウエートを占めていく、実際の事業費が少なくなつてしまふ、何をやつているんだかわけがわからない、こういう結果を私は心配を

いたしまして、その費用は申しますが、残念ながら新しく財源を確保いたしますには、御承知のように下水道に

は受益者負担というよう制度もすでに適用をさ

れておりましまして、あるいは都市施設整備というよ

うな財源を新たに見出すべく、努力をしてまいら

なければならぬないと考へておるところでござります。

しかししながら、そうは申しながら、その間の期間が大変長うございますので、私どもとしてはできるだけこの特別の地方債の償還に充てられるよ

うな財源を新たに見出すべく、努力をしてまいら

なければならぬと考へておるところでございま

して、内部的には十分いろいろな検討をいたしておるわけでござりますが、残念ながら新しく財源を確保いたしますには、御承知のように下水道に

は受益者負担というよう制度もすでに適用をさ

れておりましまして、あるいは都市計画税というよ

うな税制もすでにございます。そのような状況の諸

制度を踏まえて考へますと、なかなか新たな財源が即効的に見つかるというようなものではないの

ではないか、そのような状況を踏まえながら、何

とかかわり得る財源の確保を、技術的なものも含めまして努力をいたしたいと考えておる次第でござります。

○横山委員 いまとなつては特債は麻薬とい

うか、アヘンのよくなつたもので、一時は苦しみがな

い。そのアヘンを飲めば、非常に張り切つちやつ

て下水道の仕事に一生懸命になる。どんどんアヘ

ンの中毒になつてしまつて、悪いとは知りながら

特債で特債でという仕事をする。そうすると、そ

のアヘンを買う借金を返済せんならぬというわけ

で、借金を元本の中から返済する。そうすると、事業費が少なくなつていくというやうなやり方に考えてまいりました。御承知のとおり、現在までのところ三〇%という状況でござります。こ

あなたの御答弁は二つあった。一つは、下水道

河清を待つようなもので、いまの五次五計が完成したってまた新しい目標を設定せんならぬ。もう一つは、かわり財源を見つけたいが、大蔵省もおらぬし、建設省だけではなかなかそろはうまくいかぬ、何とかかわりに独立財源が欲しい、こう言っておるけれども、それも別に予定があるわけではない、こういう堂々めぐりですね、大臣。何とかせぬと特償は麻薬中毒ですよ。大臣はどうお考えになつてているのですか。

○升本政府委員 ちょっと数字の補足をさせていただきます。

五計に比較いたしますと財政負担が増額することになつて、地方財政を圧迫することになりはしないか。

たとえば指定都市は四次五計では四五、それが五次五計では案は四七になつておつたはずではありますか。一般都市では特定都市が七五が七七になつておつたはず、それから特定環境保全下水道では特定都市が七五が七七になつておつたはずではありませんか。計画は改定、実際は予算としで出てくるものは四次五計と一緒に、これはあなた方の努力が足らぬのか、大蔵省がけしからぬのか、どうなんですか。

前提とすれば補助対象率の引き上げも可能であろうという判断のもとに要求をいたしたわけでござりますが、先ほど申し上げましたような経緯によりまして七ヵ年計画の修正、フォローアップがなされました結果、補助対象率の引き上げとそれから普及率の増大と、いわば二者択一を迫られるような形になつたわけでござります。私どもとしてはまことにやむを得ない選択とは申しながら、普及率の引き上げのためにできるだけ国費を使わしていただきたい、かように判断をいたした次第でございます。

○横山委員 普及率の引き上げとんびんにかけて普及率の引き上げをとつた、しようがありません、こういうことなんですが、私は、後からも申上げますけれども、五次五計がこれでうまくできるだらうかという問題の第一として、いまその補助対象率の引き上げが計画倒れになつたということをまず第一に指摘をしておきたいと思います。次は、三次処理に要する財政制度なのであります。

五次五計においても、「水質環境基準の達成維持を図るとともに、湖沼等の閉鎖性水域の富栄養化を防止するため必要な地域について三次処理を推進する。」とあります。ところで、三次処理を行なうためには、施設建設費、用地取得費等に巨額の資金を要し、またランニングコストも二次処理に比べ

されることも当然予想されるわけでございまして、これに対する国庫補助のあり方につきましては、これからさらには検討を要する課題であることは御指摘のとおりだらうと思ひます。ただ、現状の状況におきましては、三次処理を行わなければならぬといふ要請が、その水域、地域の状況によつて、いわば下水道整備の側で当然そこまで配慮しなければならない場合ということもあると想定いたしますと、そのような場合に、特に国庫補助率を引き上げなければならないということもまたこれはむづかしいこともあらうかと思います。その辺のこととも十分勘案しながら今後の三次処理に対する補助制度のあり方について検討をいたしてまいりたいと思っております。

○櫻山委員 五次五計の目標値について少し数字を挙げて聞きたいと想ひます。

四次五計は、人口普及率二二・八%から出発して四〇%まで、すなはち一七・二%の増加を目指して七兆一千億の予算を組んだ。そして六兆八千四百億円を執行しましたね。ところが、普及率は七・二%しか増加しなかつた。事業達成率は四二%にすぎなかつた。また、四次五計では、普及率一%当たり四千百三十億円を予定したが九千五百億円を要したと推定をいたします。ここまで

努力目標について私は先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、その努力の一つの成果と考えていただきたいのは、来年度、五十六年度予算につきまして、この特別の地方債の中には処理場の建設費に充てられるものと、それからパイプラインでございますね、管渠の建設費に充てられるものという区分でやつておりますが、実は管渠の建設費に充てられる特別地方債の全建設費の割合が、本年度、五十五年度は二八・三%でございました。これを五十六年度は二七・九%というふうに引き下げをさせていただくことにいたしました。われわれの需要要請に対しまして大変乏しい窮屈な国費予算でござりますけれども、その中でそのようなやりくりをしながら特別の地方債を減少させる努力はいたしておるということを御報告申し上げたいと思います。

○升本政府委員 五ヵ年計画の新たな策定の時期でございます。この五ヵ年計画は、下水のみに限らず、すべての公共施設につきまして経済社会七ヵ年計画に基づいて設定をされることになります。御承知のとおり、経済社会七ヵ年計画は、その実施目標年次の一年半の繰り下げということはございましたが、総投資額並びにその中の各施設別のシェアにつきましては現行の計画どおりといふことで意思決定がなされたわけでございます。したがいまして、この経済社会七ヵ年計画の大枠の中で、財政事情を勘案しながら各施設別の五ヵ年計画も決定されるることは、私どもいたしましてはやむを得ない、当然のことというふうに理解をいたしております。

そこで、問題は、その五ヵ年計画の総投資額でございます。総投資額と絡みまして国庫の補助金の総額でございます。これにただいま申し上げました前提的な枠組みがござります以上、結局はその投資額の中でどのような事業にそれを使つていくかということになるわけでございます。したが

○升本政府委員 三次処理につきましては、いろいろな目的が御承知のとおりございます。たとえば、一般の汚水の汚れを取るための処理をさらに高めるという意味もござりますし、あるいは窒素などをさしますとか憲でござりますとか、そういう特殊な成分を取り除くための処理方式といふことで三次処理が求められている場合もございまして。そのいろいろな目的、機能によりまして若干判断も変わり得るかもしませんが、結じて三次

○升本政府委員 ただいまお示しいただいた数字の中では、端数的なもの若干の相違はござりますけれども、四次五計の計画額七兆一千億円に対しても、実績は六兆八千六百七十三億円という数字になります。

それから、ただいま先生は実績において処理人口普及率七・二%アップとおっしゃいましたけれども、これは五十五年度末、本年度末を三〇%という前提に置いてのお話であらうかと思うわけでございますが、これは五十五年度末の見込みが少しダウンをいたしまして二九・六%という数字になつております。したがいまして、この期間中の実績七・二%とおっしゃつたのは六・八%というふ

うに修正をしていただきたいと思うわけでござります。したがいまして、これにつれまして五次五

か、こういう御指摘のように承ったのでございま
す。

に乗ずるというような考え方、あるいは四次五計の実績単価に乗ずるというような考え方で先延ば

かね。大臣どうですか。

方年計畫中の増加普及率は、先生は一四%とはじめておられると思いますが、これが一四・四%といふことになるわけでござります。

現状四次五力年の実績値二・三倍という数字、これは必ずしも先生のおっしゃいますような物価上昇だけに起因するものではないわけですが、いまし

しあざれど、これに和とやらかと言わせてしまひますと、不當に単価の引き上げを御計算になつてゐるのではないか、こういうふうに思う次第でござります。

指摘のような感覚を持つております。というの
は、世界的な経済事情、日本の財政事情を考えま
すと、果たして計画どおりいくかというような危

五次五計では一%の増加に対し八千四百三十億円しか見込んでいないと私は推定をするわけです。今後間最低五%ぐらいの物価上昇率を見込まなければなりますまい。五%でも私は少ないと思うのですけれども、最低五%を見込む。そうすると、一%当たり八千四百三十億円の予算では、四次五計の七四・四%，すなわち五次五計終了時の昭和六十年度までに普及率はわずかに五・四%しか伸びないのでないのではないか、こういうふうに私はそろばんをはじくわけです。しかるに五次五計でそろばんを見正し三つを四つにすることとして、

て、この上昇に至った理由につきましては、いろいろな計画時の想定と事業実態との間の乖離の現象から単価が引き上がった例がございます。たとえば市街地の中の工法が非常に複雑な工法を要するケースが多くなって、たとえばシールド工法とかそういうたつ複雑な工法を要するケースが多くなつたために、全体の事業費単価が上がらざるを得なかつたというような問題もござりますし、あるいは環境保全上の必要から、単なる処理施設だけではなくて、処理場にいろいろな環境保全対策施設が必要になりましたとかいうような問題がござります。

第五次の五ヵ年計画におきましては、ただいまの仕掛かり品の問題でござりますとか、あるいは今まで投資して能力としてあらわれてこない状態のままにあるものを稼働状態に置くとかいうような、いろいろな状況変化がございますので、私どもの積算しております単価をもとましておおむね所期の事業量の達成ができるというふうに考へておられる次第でございます。

四%のアップを見込んでいる。あなたの方は普及率を一四%アップと見込んでいるが、私の推算でいくとわずか五・四%にしかならぬのです。これは多少の数字の誤差はありましても、一%当たりの単価が八千四百三十億円予算上見込んであるとするが、四次五計では実績九千五百億円いつているじゃないか、そして、五次五計の一%当たり単価八千四百三十億円が今後の物価上昇率を五%と見込めば、とてもじやないけれどもこんなものできるはずないじやないかと思うのです。どうで

かかる事業でござりますので、五ヵ年の計画の中
で投資額が全部生きてまいるということにはならないわけでござります。つまり仕掛かり品が大変
多いというような問題もございますし、あるいは、施設としては上がりつても、たとえば処理場ができ上がって処理能力が十万人分あるとしましても、管渠の整備が不十分なために現実
には五万人分しか稼働していらないというような、いわば処理能力が寝ているというような問題もござります。これも実績単価にはそのまま算入をされてまいるわけでござります。したがいまして、

○升本政府委員 横山先生の御試算を拝聴させていただきますと、四次五計の実績が普及率一%当たりの投資額で九千五百億かかっておるじゃなしやないか、これは計画額の四千三百三十億円に比べて二・三倍になつておるではないか、したがいまして、今回も先ほどの私どもが試算しております計画の五次五計の計画単価が同じように伸びると、二・三倍というような実績値に変わるとすれば、結果的には普及率の増は五・四にしかならぬじやない

計画と実績単価の間の差といふのは必ずしも物価上昇だけに限らない。物価上昇のファクターもござります。かなりのファクターであることも御指摘のとおりでございますが、この二・三倍を全部物価上昇に起因するものというふうに仮定をされましても、ちょっとこの仮定が大き過ぎるのではないかというような感じがいたします。したがいまして、この二・三倍という倍率をただいまの私どもが試算しております第五次五カ年の計画単価

ら、立場の相違もあるし意見の相違もある。されにしても五次五計は計画どおりうまくいきそうもない。四次五計がうまくいかなかつたんだから五次五計がうまくいくはずがないと言つたら怒られるかもしませんが、四次五計の実績を踏まえてみて、なぜうまくいかなかつたか、そういうことを考へると、五次五計が完全に行われるような体制に、私は単価の問題やいろいろな問題を指摘したけれども、ちょっと砂上の楼閣じやないです

なかなかならぬですな。正直などところが、なかなかならぬですな。正直などところが、この下水道事業の計画達成、ということはなかなか政治力が集まつてこない。有権者が必死になつて下水道を整備してもらわなければ困るということにならぬですね。流域下水道一つとつてみましても内輪げんかをしたり、そんなものはと、いうことになつちやうんですね。そのところが五次五計を実行せしめる、いい意味での政治力が結集できないところに一つ私は問題があるんじや

掛かりの問題があつたからそれが生きてこなかつたんだ、これから生きてくるよとおっしゃるけれども、いまからやる工事だって同じことじやないですか。私はそう思う。私は専門家ぢやないか

外ないわけでございまして、危惧は危惧としてよく拝聴いたしまして、心してそうした問題を排除しながら目的の達成に向かって進めていきたい、このように考えるものでございます。

ら、常識的に物を言うんだけれども、いままでには仕掛けりが多い、それが生きてきますと言うんだけれども、これからまたやはり仕掛けりが始まるのですよ。同じことになりはしませんかな。これ

○横山委員 偽らぬ政治家としての告白じみた
ところになるかもしませんが、下水道の整備とい
うのは目に見えぬですね。私ども町を見て、ああ、
あそこは公害があるな、あそこに川があるなど思

は負けてしまが、私の方は政治的感覚で物を言
はいいですよ。あなたが専門的立場で言つたら私
はいるんだから、常識で物を言つているんだか
ら。立場の相違もあるし意見の相違もある。いづ
れここで五十五十は十分どうりうまくべきそ

下水道をやったと言うと、ああそうかありがとうと言つて選挙民が絶対に投票するということにもなかなかならぬですね。正直なところ。そこで、こゝ下水道事業の計画達成と、うごことはなかなかうけれども、下水道は見えぬですかね（しかも）

政治力が集まつてこない。有権者が必死になつて下水道を整備してもらわなければ困るということにならぬですね。流域下水道一つとてみましても内輪げんかをしたり、そんなものはということになつちやうんですね。そのところが五次五計を実行せしめる、いい意味での政治力が結集できないところに一つ私は問題があるんじや

が、計画を立てて、やはり順序を立てて、実効ある仕事を効率的にやるという以外ないわけでありまして、御意見はあらうかと思ひますけれども、計畫は計畫として、とにかくも達成のためにみんなで力を合わせて促進、推進してまいりたい、このように考へているものでござります。(みんなで力を合わせるんじやないよ、大臣が一生懸命ならなくちやだめだ」と呼ぶ者あり)

○横山委員 私も、国会議員生活二十五年になるのですけれども、下水道を初めて勉強して、ああ、これはもつとみんなが力を入れなければならぬと自分でも思つてゐるけれども、いまやじが出来たよう、大臣がひとつ下水道のよくなことについて火の粉を撒らしてやつてもらわぬと、われわれもバックアップのしかいがないですから、がんばつていただきたいと思うのです。

今度は事業団の運営について伺いたいと思うのです。

聞けば事業団はわずか数百名なんですね。地方自治体の仕事を請け負つて下水道工事をやるといふ仕事なんです。いろいろ話を方々で聞いてみました。ところが、地方自治体に言わせてみれば、ひとつ頼むよ、それじゃやつてあげましょよと言つて東京から乗り込んできいろいろやった。はいさようならと言つて、できたら逃げていつちやう。逃げていくというのは言い方がおかしいんですけれども、とにかくはいさようなら、できましたよ、あとはあなた方しっかりやりなさいよ、こう言う。ところが、頼んでやつてもらう以上は地方自治体にそう専門家がおるわけではありませんよね。だから維持管理がうまくいかないと维持管理についてそらううまくいかない、そういうが、いかがですか。

は、これから下水道が普及してまいりますと、下水道の整備を担当しなければならないわざ小さな市町村のためにお手伝いをするということで昭和四十七年に発足をしたものでございます。その団の組織の目的はあくまでも自治体のお手伝いをするということとでございます。いまの御指摘のような維持管理のための技術者につきまして、技術者の養成という仕事を事業団の大きな仕事の一つにいたしておるわけでございまして、現在までのところ各種の研修をやつておりますが、維持管理に関する研修を実施いたしております。これによりまして一千三百九十七名、大体千四百名の人の維持管理の技術研修を行つております。これらが地方自治体においてでき上がつた施設の運営に直接担当をしていただけることになるらかと思ひます。このほか下水道法に定めます技術検定の実施も事業団がやっておりまして、下水道建設のための技術者の技術検定あるいは維持管理のための技術者の技術検定を実施しております。この関係の合格者の累計数は、現在までのところ四千四百名余に及ぶわけでございます。このような事業を通じまして、事業団としても精いっぱい自治体のお手伝いをいたしておりますところでござります。

○升本政府委員 下水道法のたてまえと申しますが、現在の下水道整備の制度から申しまして、公共下水道は市町村の責任で整備し、管理していただくということになつております。したがいまして、公共下水道として設置される処理場等の施設について国が直接にその仕事をやるということは、現在の制度では無理があらうかと思うわけでござります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、小さな市町村になりますと、これは自分の責任というたてまえになつておるもの、実際の公共下水道の設置、運営というのは非常にむずかしい場合があるわけございまして、その場合に主として技術的な面で十分お手伝いをするようなシステムが必要であろうということから事業団の発足を見たわけござります。

そこで、第二点のおただしでございました維持管理研修をやると言うけれども、実際の維持管理は業者がやつているのではないかというおただしはございましたけれども、これはもちろん部分的な、一番末端的な仕事についてはその都度発注するということはあり得ると思ひますけれども、公共施設としての下水道の維持管理ということは公共団体の責任でござりますので、当然その責任にかかるることは公共団体の職員が責任を持つて当たらなければならぬ、その場合に技術的な知識、経験も十分な職員が必要になるわけでござります。そのような職務に当たる職員をただいま申し上げました事業団研修によって育成していくという状況であるわけでござります。

○横山委員 私の言うのは事業団が中途半端だということなんです。本当に事業団にやらせるなら、建設省は事業団にもつと権限委譲といふか、仕事をどんどんやらせて、維持管理まで完璧に指導しろと、つくりました、はい市町村に渡したよ、あとはあなたの責任だよというようなことは不十分だ。そういう中途半端な事業団であるから、そこからいろいろな摩擦というかぶぐあいが起こつておるということなんであります。これは改めてまた別の機会に具体例を引きたいと思います。

次は、予備費と調整費の問題であります。

この調査室がつくってくれた資料を見ますと、

一次計画では予備費なし、二次計画では三百億円

計画額があつて実績なし、三次計画では一千億計

画額があつて実績百六十五億、四次計画では何と

四千億の計画額があつて、実績はまだ聞いておりま

せんが、四次計画の実績はどのくらいですか。（ございません」と呼ぶ者あり）ない。つまり、一次

計画から四次計画まで三百億、一千億、四千億と

いう予備費があつて、三次計画でわずか百六十五

億使つただけだ。何か聞けばこれは沖縄関係だそ

うですね。一体予備費は何のためにあつたんだ。

予備費は予備費だから、緊急のものがなかつたら

使わぬでもそれは当然じゃありませんかとあなた

も言つた。予備費は予備費でありますから、緊急の

ものがなかつたら使わぬ。これはどうももつたとい

うわけで調整費になつたのじやないかといふ

感じがするわけです。こんなに予算を組んでお

いてちよつとも使わなかつた、これでは損する

ぞ、そんなくらいなら使えるようによろといた

わけで、今度は調整費が五千九百億円ですか、こ

うなつたと私は思つたのですね。

そこで、予備費と調整費とは法律上どう違うの

ですか。

○井本政府委員 予備費は、その計画当初に想定ができた相当地域が生じない限り執行されないという性格のものでございます。予備費を置くに当たっては、計画立案段階で想定できなかつたことが計画期間中に生じた場合に予備費をもつて対応する、こういう性格のものでございます。調整費は、現在の流動的な経済情勢、それから厳しい財政事情等に事業の執行全体として弹性的に対応いたしましたために設定されたものでございます。したがいまして、今後の経済、財政事情及び事業の進捗状況等を考慮して、必要に応じ支出されることになるものというふうに理解をいたしております。

○横山委員 手取り早い話、予備費は大蔵大臣がうんと言わなければだめだ、使えぬ、調整費は、大蔵大臣におい使つたぞと建設大臣が言え

ば、建設大臣が勝手に使つていい、こういうことですか。

定められ、予定されているものではございません

ので、その調整費を取り崩してどのような支出項目に充てるかということにつきましては、当然十分に関係省庁と事前に協議をして定めなければな

らないことというふうに考えております。

○横山委員 はつきり聞かせてもらいたいので

す。財政法上どう違うかということなんですが、

協議、大蔵大臣がいかぬと言えばそれまでのこ

と、しかし調整費は主体が建設大臣に移つて、御連絡はいたします、御連絡はいたしますが、私の

判断で年間割り当てはちゃんと何に使いますか言いますよというふうに、対等から主体が移つた、

は、予備費といい調整費といい差異はないものと

いうふうに理解をしております。

○横山委員 相違はないと言ひながら、あなたはさつき一番最初に、予備費といいのは緊急、不測の事態か、何と言つたか知らぬけれども、そのよ

うなことを言つて、調整費は、一般公共事業と地

方単独事業との間にいろいろあるから、それに弹性的に対応するために使うのだ、こうでしょう。

性格があるつきり違うじやないの。あなたの話は

どうも小むずかしいが、大臣、もっとわかりやすく言ってくれませんか。小むずかしく言うから

かぬのだ。

○横山委員 調整費も予備費も取り崩す手続

は変わりはないと私ども理解しておりますけれども、どういう場合に取り崩すかということについて

は、判断の基準が違うのではないかということだと

いふならば、それぢや突發的事故の予備費がない

のはどういうわけだといつて聞いているのです

よ。そのところがあいまいもこととしてどうもはつきりせぬな。

○丸山政府委員 五ヵ年計画全体を通ずる問題で

ござりますから、私から答弁させていただきま

す。予備費につきましては、先生御承知のように、

六十五億沖縄で使つたが、そんなようなことがあつたときは予備費的なものを含むというふうに解釈して、緊急な突發事故が起つたときには調整費から使わざるを得ない。予備費というものがなくなつたという意味が私にはまた逆に今度はわからない。大蔵省と妥協したなら妥協したと言ひなさいよ。

○升本政府委員 調整費もあらかじめその用途が定められ、予定されているものではございません

ので、その調整費を取り崩してどのような支出項目に充てるかということにつきましては、当然十分に

関係省庁と事前に協議をして定めなければな

らないことといふふうに考えております。

○横山委員 はつきり聞かせてもらいたいので

す。財政法上どう違うかということなんですが、

協議、大蔵大臣がいかぬと言えばそれまでのこ

と、しかし調整費は主体が建設大臣に移つて、御連絡はいたします、御連絡はいたしますが、私の

判断で年間割り当てはちゃんと何に使いますか言いますよというふうに、対等から主体が移つた、

は、予備費といい調整費といい差異はないものと

いうふうに理解をしております。

○横山委員 傷密にその性格を分けて、事由によつてその出しどころを区別して整理をしてお

けといふ御主張になれば、あるいは先生のおおし

やる御議論もあり得るかと思いますが、計画期間中の事業量の調整という意味でございますと、調

整費も同じ目的を持っているものでございます。

したがいまして、その枠の中で、仮に当初発生が予想されていなかつたものが出てきた場合に、対

応し得る場合もあり得るかと思います。以上のこ

とから、特に今回は予備費を定める必要はなかつたものというふうに私どもは理解をしております。

○横山委員 どうもはつきりせぬな。それなら予備費でもいいじゃないか。予備費五千九百億でもいいじゃないか。何でそれが調整費になった。そ

れは建設大臣が頭を使つて、うまいことをやつた

など私は感心したのだ。うまいこと予備費をなく

して、おれの自由裁量がふえたから、これでひと

は建設大臣が頭を使つて、うまいことをやつた

など私は感心したのだ。うまいこと予備費をなく

して、おれの自由裁量がふえたから、これでひと

は建設大臣が頭を使つて、うまいことをやつた

など私は感心したのだ。うまいこと予備費をなく

して、おれの自由裁量がふえたから、これでひと

は建設大臣が頭を使つて、うまいことをやつた

など私は感心したのだ。うまいこと予備費をなく

して、おれの自由裁量がふえたから、これでひと

は建設大臣になつておるわけでございます。これに対しまして調整費は、先ほど御答弁がありましたように、今後の財政、経済事情及び事業の進捗状況等に応じて使えるということでございまして、これに応じて使えるということでございまして、これに応じて使えるということでございまして、これがは広い概念でございます。したがいまして、調整費の中には予備費的な性格のものも含まれている予算の不足に充てるということで、運用は非常に厳密になっておるわけでございます。

○升本政府委員 厳密にその性格を分けて、事由によつてその出しどころを区別して整理をしてお

けといふ御主張になれば、あるいは先生のおおし

やる御議論もあり得るかと思いますが、計画期間中の事業量の調整という意味でございますと、調

整費も同じ目的を持っているものでございます。

したがいまして、その枠の中で、仮に当初発生が予想されていなかつたものが出てきた場合に、対

応し得る場合もあり得るかと思います。以上のこ

とから、特に今回は予備費を定める必要はなかつたものというふうに私どもは理解をしております。

○横山委員 どうもはつきりせぬな。それなら予備費でもいいじゃないか。何でそれが調整費になった。そ

れは建設大臣が頭を使つて、うまいことをやつた

など私は感心したのだ。うまいこと予備費をなく

して、おれの自由裁量がふえたから、これでひと

は建設大臣が頭を使つて、うまいことをやつた

が、五ヵ年計画の予備費につきましては法律上の規定はございません。しかし、先ほど都市局長が申し上げましたように、予備費につきましては、予見しがたい

突發事故が起つたときには調整費から使わざるを得ない。予備費といつては、予見しがたい

道として、市町村がその責任においてやるべきこととなつておつたわけでございますが、近時の水質環境行政の進展に伴いまして、河川の水質の保全ということに大変大きな規制がかかるような状況になつてまいっております。こういった水質環境基準の達成といふような要請、さらには自然保護といふような観点から、下水道の整備が必要な大きな都市だけでいいということにはならない状況にあるわけございます。

そこで、河川の流域単位に、水質保全あるいはその目的のための下水道の整備を総合的な計画をもつて立案し、必要な下水道整備を図つていきたい、こういうたてまえにいたしまして、流域別の総合的な計画を立てること並びにそれを前提として、必要がある場合には流域下水道という形で県がその実施責任を持つような制度を考えたわけでございます。

そこで、下水道計画の策定に当たりましては、その地域の地形、それから河川流量、その他の自然的条件、それから下水の処理水の放流先の状況、総合的な水利用の見通しといったものを十分勘案いたしまして、複数の下水道計画を流域単位につくりまして、その結果、水質環境基準の達成、維持のためにどうであるか、あるいは下流の利水との調整がどうであるか、あるいは整備を要する費用がどうであるか、投資効率等を十分勘案して、最も合理的、効果的な処理方式といふことを選ぶたてまえにいたしております。その結果、流域下水道をその地域についてとつた方が、だいいま申し上げました諸点にかんがみて合理的であり有利であるという判断をいたしまして、流域下水道の計画を立てるわけでございます。したがいまして、その計画の達成の時点におきましては当然にその方がより合理的かつ効率的な結果になるということについては、私ども自信を持つて申せることだとお答えを申し上げたいと思つております。

くに、特定地域における水需給は逼迫することが予想されている。」このようにも述べておりますで、いまわめて大きな問題になりつてあるわけです。ですから私は、これから下水道のあり方は、単に快適な生活を送るためにと、それだけではいけないと思うのです。そのためには、自然環境を損なわないことが一つは肝要であります。そのためには水質の保全を図るんだ、こうおっしゃつておいであります。私がいま一つ、再び木を使用するということに立つていかなければならぬと思うのです。ですから、私たちはこれから下水道のあり方というのは、人間文明と自然との調和を絶えず保つていかないとと思うのです。

が、この普及率をどのように引き上げようとしておるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

○升本政府委員 第五次の五カ年計画におきましては、計画最終年度の昭和六十年度までに処理人口普及率を約四四%に高めることを目標にいたしまして、総投資額十一兆八千億円を予定いたしておるところでございます。

○木間委員 今度の五カ年計画で一四%引き上げたい、こうしたことであるわけです。そこで、こ

の十一兆八千億円は普及率一%当たりどの程度になるだろうか、私なりに計算をしてみたわけであ

りますが、八千四百三十億円を見込んでおるのであります。先ほどお伺いをいたしました第四次五

カ年計画では七兆一千億円、その結果七・二%普及率が上がったわけですが、このときには一%引

き上げることに要する経費として九千八百六十億円を投資したことになつておるわけであります。

昨今の経済の推移を見ておりましてでも、また、

国経成長率も五・五%とせられておりますから、私は、この数字を比較した場合に前期五カ

年計画よりも一%当たりの経費が低くなるという

ことは想定されないので、今度の五計を見た限りでは前回と比較いたしますとそのような数字をいたすことになつております。従来は五〇対五

〇つまり一対一の割合で指定都市とその他の都市に配分を予定いたしておりますが、第五次の五

カ年におきましては五五対四五というふうに比率を変えております。それから第四点といいたしまし

て、事業の重点が地方都市に移行することに伴い

まして、また大都市におきましても都市の中心部から周辺部に移つてまいることによりまして、管

渠工事につきまして、シールド工法、推進工法等のいわゆる特殊工事の採用比率が低下をしてまい

ります。

○升本政府委員 第四次の五カ年計画の実績におきまして九千八百六十億円がかかったではないかと

いう御指摘でございますが、これは先ほど横山先生にお答え申し上げましたように若干の伸び率の

変更がござりますので、修正を加えていただきたいと思うわけでございますが、おおむねそれに近いような実績であったことは事実でございます。

そこで、第五次の五カ年計画の単価がそれを下回っているということで果たして実効が、目標達成がいかがであるとかいう御指摘に承つたわけ

でございますが、これは、第四次の計画期間中の状況と、これから予定されます五カ年間ににおける

状況との間のいろいろな相違がございます。端的に申し上げますと、まず第一番目には、四次五カ

年の期間中に投資された施設で未完成のもの、それから未使用の施設、つまり仕掛けり品が相当の額に及んでおります。それから第二点といたしまして、現五カ年期間中に実施しております事業のうち、たとえば処理場でございますとかあるいは管渠の一部でございますとか、いわゆる先行投資部

渠の一部でございますとかあるいは管渠の一部でございますとかあるいは管渠の一部でございますとかあるいはまた、いま閉鎖性水域の状況を見て

おりましても、いまの二次処理ではなかなか処理ができないかった焼だとかあるいは塗素などとか、そ

ういったものについてもこれから対処していくん

だ、このようになつておろうと思ひます。そうし

てまいりますと、「一%当たりの単価は横並びもし

くは上回るべきではないだらうか、このようにな

まかに考えるわけであります。これまたいずれ五

カ年計画の終わりごろにいろいろ縦括がなされ、

また次の計画に向けて進まれると思ひます。

ただ申し上げたいのは、四次五計にしたって、

三次五計にしても、物価の推移がこの進捗率その

他に非常に大きな障害になつた、こういうことで

ありましたから、今度の五計を進められるに当た

りましてそういうことのないようぜひ万々の

対応をお願いしたいと思うのであります。

次の質問に移りますが、下水道整備の最終目標

をどこに置いておいでになるのか、昭和何年ごろ

に完成をされようとするのかお尋ねしてみたいと

思ひます。

四次五計ができるときに、昭和六十年には下水

処理人口の普及率は市街地では一〇〇%、総人口

に対しても九〇%、こういうことで出発をされた

わけであります、その後いろいろの変化があ

りますが、昭和五十四年八月には修正をされておるこ

とであります。昭和七十五年までに達成をした

い、こうされますが、いまの五次五計を策定されるに当たりましての建設省の御決意をひと

つお尋ねしてみたいと思ひます。

○升本政府委員 お尋ねの長期的な整備目標でござりますが、昭和五十四年の八月に都市計画中央審議会から「今後の下水道整備のあり方」について

御答申をいたしておりますが、その中で、昭和七

十五年ごろまでに大都市、地方都市の隔てなく市街地について下水道を完全に整備することとし

ての長期見通しということでございましたけれども、これはお聞き取りのように、長期的な整備目標といたしましておおむね七十五年時点という時

点を想定いたしておりますので、特に今回の五カ

年計画の策定に当たつて、この長期目標の見直し

ということはいたしておりません。われわれとい

たしましては、この長期目標を目指しまして、第

五次の五カ年計画の完全な遂行のために努力をし

てまいりたい、このように考えているところでござひます。

○木間委員 この都市計画中央審議会の答申は努力目標なんだ、こうおっしゃられたと思うわけ

であります、答申を受けての対応でありますか

か、単に努力目標だけでは済まない面があるのじ

やなからうか。そのような安易な考え方であります。

と、計画は立ててみたけれども結果的には及ば

なかつた、こういうことになつてしまふ、私はこ

のよう指摘せざるを得ないのであります。確かに

答申ではこれから二十年間で一〇〇%やるの

だから、そうなつてまいりますと、この五計の中

では一四%引き上げるわけであります、残り五

六年になりますようか。そうしますと、勢い年平

均約三%近い伸び率で対応しなければならない、

このように私は思うわけです。

そうしてまいりますと、先ほど横山委員に対する

答申の中で、流域下水道には私は自信を持つて

おるのだというようなことが出てきておる、私は

このように思うわけです。というのは、市町村單

独でつくるよりも大きいものはいいのだ式の一

からげにしたような流域下水道になつていくのじ

やなかろうか。ちょっとどうがつた見方かもしれない

せんけれども、私はそのように思えてならないわ

けであります。そうしてまいりますと、いま下水道には市町村個別でやるもの、あるいは流域絡めてやるもの、いろいろの方式がありますが、勢いこれから下水道は流域下水道に重点がかかるてやるもの、いかろか、このように見るわけですが、局長いががでしようか。

○升本政府委員 たとえば五ヵ年計画というような大きな計画の段階で、流域下水道を積極的に進めようという考え方を具体的な場所について考えて、それを政策目標にしているわけではございません。流域下水道を取り上げるかあるいは在来の公共下水道方式でいくかということの判断は、あくまでも先ほど申し上げておりますような河流域単位で見まして、その地域に適切な下水道整備計画として、よりすぐれた方を採用するといふ考え方でございます。しかしながら、現在までの実績にかんがみ、これから下水道整備が予定されるような地域、流域を対象として想定をいたしました場合に、在来の実績にかんがみますと、相

てやるもの、いかろか、このように見るわけですが、局長いががでしようか。

○升本政府委員 たとえば五ヵ年計画といふように思ひますので、これによつて早急に下水道を整備を図ることが期待できようかと考えて、それを政策目標にしているわけではございません。流域下水道方式に乗つてくる、私はこのよ

が、こういった手法から言つても、市町村は何とかいまの財源難から國の力が欲しい、國の助成を高くしてほしい、こういったことで、勢いこの九三%の流域下水道方式に乗つてくる、私はこのようになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておる、このように見ておる

がポイントなんだ、このようにおつしやつておいでになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておる、このように見ておるがポイン

トなんだ、このようにおつしやつておいでになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておるがポイン

トなんだ、このようにおつしやつておいでになります。

○木間委員 第二種流域下水道の採用の問題についても、はからずも先ほどの質問と関連するわけになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておるがポイン

トなんだ、このようにおつしやつておいでになります。

○升本政府委員 最近の状況から、特に地方部、地元におきましても下水道整備が大変立ちあくれておるという状況判断がございます。そのため、自然保護の観点あるいはまた下流部におきましても都用水等の水利の問題に大変深刻な問題が生じておるという地域が増大をいたしているわけでござります。私どもは、流域下水道については御指摘のよ

うな問題があるとすれば、それは実施に絡む実施段階の問題ではないかといふ認識をいたしております。計画の適切な実施を図りますために、十分な御理解をいたく努力をさらに重ねてまいる必要があるかというふうに考へておる次第でござります。

○木間委員 局長は、実施段階での対応なんだ、このようにおつしやられたと思ひますが、しかしいまの仕組みはそうはなつてない。

いま一つの例を申し上げてみたいと思いますが、たとえば国庫補助対象率の中からもののこと

が、こういった手法から言つても、市町村は何とかいまの財源難から國の力が欲しい、國の助成を高めしてほしい、こういったことで、勢いこの九三%の流域下水道方式に乗つてくる、私はこのようになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておる、このように見ておるがポイン

トなんだ、このようにおつしやつておいでになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておるがポイン

トなんだ、このようにおつしやつておいでになりますけれども、財政面から見てもそらはなつてない。建設省はこれからの方程式は流域下水道を暗に奨励されておるがポイン

トなんだ、このようにおつしやつておいでになります。

○木間委員 幾つか理由を挙げられたんですが、一つは財政的メリットの問題であります。確かにいい面も持つておらうと思ひますが、最終的には流域下水道のメリットをどのように私どもは理解をすればいいのか、建設省で考えておいでになることをひとつ教えていただきたいと思うのです。

○升本政府委員 流域下水道には先ほど申し上げているようないいいろいろな効果があるわけござりますけれども、特に私どもが大きなメリットと見ておられますのは、市町村という行政区域にとらわれないで、あくまでも地形等の地理的条件に従いまして処理場の位置を選択できる。それから下水道はすべて自然流下を主体としておりま

すので、そのような形で施設の配置が可能とな

る。つまりポンプアップ等の必要性の生ずる場合が非常に少なくなる等によりまして、建設費、維持管理費、画面において経済的であるということが言えようかと思います。

それから同じくやはり行政区域にとらわれないという利点のために、水資源の保全という観点から、水質環境基準を達成する上で最適な地点に処理水を放流することができます。このように一様に申しておいでになることからも、私は必ずしも財政的なメリットというものは、局長の考へておいでにならうことはいかがなものか、私は異にするわけであります。ですから、この地方財政を圧迫を

する、今日の中ではあるいは一般会計をも食いつぶしに入つていく、こういう危険性を非常に持つておるわけでありますから、この補助率の引き上げ等についても考へていかなければならぬ。

それから、都道府県が整備主体になるわけでございまして、先ほどおつしやられたの点でござりますけれども、やはりその点から執行能力、技術力あるいは財政力という点で早急に下水道の整備を進めるために効果的であろうといふうに考へてお

います。

○升本政府委員 ただいまのおただしの中で、國の高率補助、補助率に検討が必要ではないかといふ御趣旨であったと思うわけでござりますけれども、流域下水道は公共下水道より高率となりますのは、その施設の性格が大変広域的な効果、効果が広域に及ぶというような点、さらに整備に緊急性を要するというようなことから、高率の補助率を設定いたしておるわけでございまして、これはたとえば道路におきましても、河川におきましても、その施設の対象の機能等に着目して国の補助率に差異が生じていて、という実態と比較をしていただきますと、あながち無理な設定ではないというふうに御理解をいただけるものといふうに考えております。

これから市町村が下水道を推進いたしてまいります場合に、さらに國の助成措置の重加と、いうことを考えてしかるべきではないかという御指摘でございましたけれども、先生御承知のとおり、過去類似の五ヵ年計画の遂行期間中を通じまして、徐々に下水道整備についての補助率の引き上げを図つてしまつております。したがいまして、特に現状におきましては、補助率につきましては他の公共施設に対する國の補助率と比較をいたしまして遜色のない段階まで来ているものといふうに私どもは理解をいたしております。したがいまして、地方公共団体のこの条件下におけるさらに御努力をお願いをいたしていきたい。財政面においてはさらに地方債の条件の改善という問題もございますけれども、私どもとしてはこのよなうな財政措置の状況下において御努力をお願いしているべきだ。このようにおしありますが、私は次第でござります。

○木間委員 他の公共事業と比較をして遜色がないのだ。このようにおしありますが、私はやはり抜けていいようにしていただかない

と、これらの市町村、特に第二種流域下水道を

やろうとする町村にとっては、一番大きな財政上の悩みがしかかってきています。このように思うわけであります。そういった意味では、ぜひ今世紀末には一〇〇%やるのだ、このような答申も出ておりますし、決意のほどは努力目標だというところで私は不満足でありますけれども、そういう一定の方向も出でるわけありますから、ぜひそ

ういった面での応分の財政負担を、これからも引き上げるための努力を要請をしておきたいと思ひます。

いま一つの問題の中に、水質あるいは水流の問題が一つはあったわけであります。水質の問題はまた別にいたしましても、私は水の流れの問題で冒頭、設置目的は何なのか、その中でお伺いをいたしましたように、この流域下水道はやはり自然現象に逆らつておるのではないか、実はこのように思えて仕方がないわけです。局長は、「一ヵ所にまとめて放流をすればいいんだ、そういうことを言つておいであります。」先ほどもちょっとと言つておいたように、今日六十九流域下水道計画の中で、たとえば終末処理場の数を見てみたときに、六ヵ所に設けているのは一流域ありました。三ヵ所に設けようとするのが三です。二ヵ所が十五ですか。圧倒的に一ヵ所のところが多い。五十流域もある、こういうことがあります。ですから、局長

所には、流域下水道は大変大がかりな事業になりますし、したがつて、完成までに公共下水道に比べますとどうしても時間がかかるというような問題もござりますし、あるいはまた処理場を集めましたために、自分みずから地城からの汚約いたしますために、自分みずから地城からの汚水以外のものも引き受けで処理しなければならないわけではございません。しかしながら、私どもいたしましては、流域下水道の整備を選択いたします前提といたしまして、御批判をいたしている例がないという感覚的な問題もござります。いろいろな問題がございまして、御批判をいたしている例がないわけではございません。しかしながら、私どもいたしましては、流域下水道の整備を選択いたします前提といたしまして、河川の流量については特に十分に留意をいたしております。端的に申し上げますと、河川の水自体に自然浄化能力が申しますと、河川の水自体に自然浄化能力がないようなところに公共下水道なりの処理水が大量に入りますと、それががえつて自然条件の悪化に影響を与えるものか。まさに今世紀末に全人口の九〇%あるいは市街化区域の一〇〇%、このこのような条件を十分考慮しながら流域の実態、実情に即しまして必要な整備計画として流域下水道が選択されているという状況でござりますので、御理解を賜りたいと思います。

○升本政府委員 流域下水道は各地方をもつと指導されるべきではないだろうか、このように私は思うわけですが、私の心配は余りにも先走りしていましょうか、局長のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○升本政府委員 流域下水道は大変大がかりな事業になりますし、したがつて、完成までに公共下水道に比べますとどうしても時間がかかるというような問題もござりますし、あるいはまた処理場を集め約いたしますために、自分みずから地城からの汚水以外のものも引き受けで処理しなければならないわけではございません。しかしながら、私どもいたしましては、流域下水道の整備を選択いたします前提といたしまして、河川の流量については特に十分に留意をいたしております。端的に申し上げますと、河川の水自体に自然浄化能力がないようなところに公共下水道なりの処理水が大量に入りますと、それががえつて自然条件の悪化をもたらすというようなことがございまして、それをもたらすというようなことがございまして、

この計画策定に当たりましては、当然地元の市町村と十分協議を申し上げ、その了解を得て策定し事業に取りかかる、そういう仕組みで努力をいたしておるわけでございますので、要是その実現の仕方、計画の実施の仕方にさらに工夫が必要であるというようなこともあります。このような諸条件を勘案しながら流域下水道の整備計画を策定いたしているつもりでございます。

この計画策定に当たりましては、当然地元の市町村と十分協議を申し上げ、その了解を得て策定し事業に取りかかる、そういう仕組みで努力をいたしておるわけでございますので、要是その実現の仕方、計画の実施の仕方にさらに工夫が必要であるというようなこともあります。このような諸条件を勘案しながら流域下水道の整備計画を策定いたしておるわけでございます。この計画策定に当たりましては、當然地元の市町村と十分協議を申し上げ、その了解を得て策定し事業に取りかかる、そういう仕組みで努力をいたしておるわけでございますので、要是その実現の仕方、計画の実施の仕方にさらに工夫が必要であるというようなこともあります。このような諸条件を勘案しながら流域下水道の整備計画を策定いたしておるわけでございます。

○木間委員 私の質問申し上げておるのは、将来

下水道が全国的に行き届いたときに果たしてお

る、こういう状況下にあるわけでありますから、お

水の再利用ということを重点に置いていかなかつ

ております。あるいは今年度中に供用される見込みでございます。したがいまして、この状況から見

ますと、流域下水道であるがゆえに特におくれて

いるという状況にはないというやうに私どもは判

断をいたしております。数ある流域下水道の中に

は、御指摘のようにいろいろ問題が生じて事業が

滞つておるという例がもちろんござりますけれども、やはり計画そのものの問題というよりは、先

づとも幾つかの文献を見ておりますと、上水道と

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見ておりますと、上水道と

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見ておりますと、上水道と

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

わけであります。そのためには、ぜひ今世紀

に、まだバイブを埋めて上流へポンプアップ

で持つていく、先々そうでもしなかつたらこの水

との関係が出てこないと私は思うのです。ですか

ら、それをやる前にいまの流域下水道の処理場の

大変重要ななかろかと私は思うわけです。も

つとも幾つかの文献を見 YYSTYPE

下水道の中間に中水道の計画もあるやに実は聞く

たら大変な結末になるんじやなからうか。あわてて中水道なるものをつくつて、またぞろ大きな水管で下流から上流へパイプ敷設をしなければならぬいようなことが起こらないように、いまから対応を強めていかなければならぬ、このように申し上げておるところです。残念ですがなかなか議論が合いませんけれども、私は、やはり二十一世紀を迎えたときにお互いに後顧の憂えのないようになりますが、私は三次処理の問題についていかなければならぬことを指摘申し上げておきたいと思います。

時間もだんだんなくなつてきておるわけでありますが、私は三次処理の問題について少し申し上げてみたいと思います。

特に富農養化の問題、あるいは窒素、燐を何と

つております。この処理方式の確立に伴いまして、必要とするところにつきまして三次処理を実施してまいりたいと、どうやうに考えておられるところでござります。

三

質疑を続行いたします。藤仲義彦君。

第五次の下水道整備五カ年計画期間中におきま
施してまいりというふうに考えていいところでござ
ります。

○斎仲委員 私は、下水道整備五ヵ年計画について若干質問させていただきます。

上げてあるところで、私がどうかがたかたを語る
がかり合いませんけれども、私は、やはり二十一
世紀を迎えたときにお互いに後顧の憂えのないよ
うにいまから準備をしていかなければならぬとい
うことを指摘申し上げておきたいと思います。

しては、この点は、まことに、一層の努力を要する所である。そこで、この点に着目して、下水道整備計画を策定し、廻りの除去等を目的とする三次処理を実施することについて検討を進めてまいりたい。かように考えていくところである。

○木間委員 時間がありませんので要望申し上げ
ておきたいと思います。
この二次処理、三次処理、もちろん工場排水の

のものがある意味では自然をつくり変えてしまう
というような大きな結果を生むわけでございま
す。そこでやはりこの建設省の事業 자체の中で自
然の接続といいますか、自然の持っている大きな
バランスといいますか、そういう力というものを
間、五十数時間で雨でやはりたたたに崩れてし
まいました。地元のこの新聞を大臣もごらんにな
ったと思うのです。バイパス開通で「これで安眠
できる」という新聞の見出しています。それが二日目
のあれには「三カ所で土砂崩れ」たたたです。

ものがないということであらうと思ひます。そしていろいろ文献を見ておりましても、これからも解明のために銳意研究を進めていくんだ。こういうことがあります、私はやはり再利用するときのことですが、

の方で検討されております例のフェニックス計画といいましょうか、港湾における広域廃棄物埋立処分場の整備に関する法律案なるものがクローズアップされてきておるわけであります。それらを二三次処理、三次処理をあいまいにして出たものはそ

ないがしろにすることは、後で大きになしつべ返しを食うのではないか。これは言葉の表現かもしれないが、それは道路公団がつくった道路です。こうなってきますと、自然というものがいまの建設技術を超えるところにあるところのような非常に大きな結果を生みますので、今回の下水道の問題等含めまして、建設省が行おうとする事業の根柢の中からより自然との関連とへら考

○升本政府委員 三次処理の必要性につきましては、その目的、機能によりまして二つあるかと
かいと思いますが、今度の玉次も言つてこの種のお
術開発についての対応をどのように持つておいで
になるのか、お伺いをしたいと思います。

にならない。ようてぜひお願いをしたいと思います。
し、先ほどから言っておりますように、水資源を
再利用するんだという観点に立てば、なおそのこ
との研究開発をより一層進めていただかなければ

これは大臣が静岡でござりますから、静岡の例ではこれから非常に大事じやないか。いろいろな意味で自然の生態系を変えてしまふうということが出てくるのじやないかと私は思うのでございます。

思います。一つは、一般の下水で処理を予定されております汚濁量のカット、さらにカット率をよくするという意味におきまして、二次処理に加えてさらに三次処理が必要になるだろう、それからさらには生活排水の中に含まれております窒素、燐といったような特殊な質、これをカットすると

○福村委員長 この際、暫時休憩いたします。
念のため申し上げますが、本会議後速ちに
計画に移行するようないふうにひとつお
願いをいたしまして、今度の法案に対する私の質
疑を終わらせていただきたい。どうも御苦労様で
した。

これは大臣が諒闇でござりますから、諒闇の例を具体的に私何点か申し上げたいと思うのです。が、これは建設だけじゃない、通産の影響もあるわけでござりますけれども、昔は越すに越されぬ大井川、流量の豊富な一級河川です。大臣が新幹線に乗つたり東海道線にお乗りになればわかるとおり、いま大井川にはほとんど水がございません

前者的BODで表示されます汚れのカットについての三次処理については、すでに実施の段階に入つておることも先生よく御承知のとおりでござります。審素、磷につきましても、このうち磷につきましてはすでにその除去が実用化の段階に入

○稻村委員長 再開いたしますので御承知願います。
午後一時五十三分開議
午後零時三十分休憩

ん。いま建設省は窮余の一策として塩郷から一定量の水を放流しています。これも発電ということによつて管渠によつて水が引かれて、あの一級河川の上に水がない。自然の維持流量は確保しますと言つけれども、結果として後世に残されたものは、あの砂漠のような大井川が忽然とそこに出現

根底の中に、やはりこの環境影響評価というものを十分配慮しつつ、快適な都市生活あるいは一切の事業といふものが行われていかなければならぬと思うのでござりますが、鈴木内閣の閣僚の一
人として、総理は環境アセスメント法案を今国会に出したいと存つておりますが、大臣はこの環境

午後一時五十三分開講

午後零時三十分休憩

念のため申し上げますが、本会議散会後直ちに再開いたしますので御承知願います。

—

アセスメント法案に対してもどのようなお考へか、まず伺つておきたいのです。

○齊藤國務大臣 環境アセスメント法案につきましては、建設省といたしましても当然これに協力することにやぶさかでないわけであります。す

に建設省では、五十三年の七月に次官通達をもつて建設省所管事業につきましては環境影響評価についての当面の措置方針を策定いたしまして、それに基づいてきつゝ諸事業をやるようになしておられます。特に環境、自然破壊につながるような問題については、事前に十分調査して執行するよう、住民の方々の御理解を得ながらやるというようことで進めておるわけであります。

御指摘は、道路、下水道、国民生活に必要な大きな事業をやる上において、自然との調和をどのように求めいくかというこの御指摘であったわけあります。伊豆の例があつたわけでありましがれども、なかなか自然と近代技術をもつてする施設との、技術的な問題というよりも、国民の要望にこだえるために多少の無理があることは否めない事実であるうかと思ひます。さりとて下水道施設にせよ道路施設にせよ、どの程度まで国民のニーズにこだえながら自然の中に置くかということについて、いろいろとバランスの問題もありましようけれども、御指摘のようにとにかく一度壊した自然是返らないという原点だけは忘れずに、やはり地域の整合性を考えて、こうした大きな事業、特に民間事業の模範となる公共事業でござりますので、その点十分な配慮をもつてこれからも努めてまいりたい、このように考へるものでございます。

○藪仲委員 それでは具体的な下水道の問題について何点かお伺いしますけれども、先ほど来、同僚委員の方からも同じ問題が指摘されておりました。私は、それをまた改めてほかの角度からお伺いしたいわけでございますが、先ほども流域下水道ということが取り上げられました。ここで建設省の考へを伺いたいわけでございますが、先ほど局長の答弁の中にも、なぜ四次五計あるいは三

次五計もそうでございますけれども、三次、四次と来るときに、事業費はほぼ達成しておるけれども、普及率でいきますと非常に落ちる、これは中でも、心部の、工法等で非常に困難な地域の工事が重点問題であつたという御説明があつたわけでござります。

これから下水道事業というのは、だんだん人口集中からある意味では中小都市の方へ移行していくのがこれが普段の方向であろうと思うのですが、そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道というものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメリットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

きて、その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道という整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

きて、その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道といいう整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

きて、その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道といいう整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

水道によつて処理をいたすことになりますと、処理場の立地の問題でどうしても地域的な制約が出てくるということから、必ずしも望ましくないと

思はれません。川というものの、完全な砂漠であります。同じように流域下水道といいうものが将来普及する条件をつぶさに流域ごとに調査検討いたしました。その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道といいう整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

きて、その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道といいう整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

きて、その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道といいう整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

きて、その流域に適切な水質環境保全という観点からも、適切な下水道整備計画として流域下水道の選択という結論に至つておるわけでござります。

流域下水道といいう整備方式が将来にわたつて非効率になつてくるというような御指摘は、直ちに私どもとしては同じように考えて申し上げるわけにはまいらぬのではないかというふうに考えるわけ

です。そのときにやはり流域下水道と公共下水道との問題が出てくると思うのでございます。果たして人口が希薄な地域の流域下水道といいうものは、いわゆる巨大なのは非常に不利益が多い、スケールメ

リットといいますか、私は逆にこの流域下水道の持つ巨大性がその地域にとっては大きなお荷物になつてくるのではないか、いわゆる主要な管渠はで

下水道とは違いますが、いわゆる発電のために本來流れるべき川の上に水を流さないで、ダムからダムへと管渠で引くものですから、表面には水が全然流れない。川というものの、完全な砂漠です。同じように流域下水道といいうものが将来普及

率九〇%、そういう事態になつたときに、先ほど私が指摘したのは、自然に降った雨が自然な形で土壤に浸透して海へ流れいくというのがいわゆる自然のサイクルでしよう。それがある瞬間に管渠に集められてどつと出していくといふ流れの形が、果たして自然環境に大きな影響がないのかどうか。先ほどの御答弁ではそれは十分河川の維持流量を計算しておりますとか、五%とか一〇%以内とかいろいろ御答弁がありました。しかし果たしてそういうのか。いままで建設省がおやりになつた工事、ずっと結論を見てみますと、大きな河川ではほとんど発電という大義の前に水がなくなつてくる。自然流量を維持しますといつもおっしゃるけれども、結果は砂漠です。こういう流域下水道等による雨水等の処理の仕方については、余り大がかりな処理の仕方というよりも、コンパクトな形で処理した方がいいんじゃないのか。地下水とか伏流水が足りなくなるよ、多摩川などはその危険性があるんじゃないかということを指摘する学者もおるようでございますが、やはり川の持つ自然的浄化能力というものを生かしつつ、公共下水道といいうもの、流域下水道といいうものを考えなければならぬと思います。

もう一点、局長は流域下水道のメリットとして、一番水質を汚さないところに流しますという御答弁があつた。私は逆だと思うのです。処理場の運転がどこへ流してもいいような水の処理ができるような技術開発をすべきこそが処理場の持つ機能だと思う。むしろこれから水が足りなくなれば、処理場を通つた水はどこへ出しても大丈夫ですか、すよというほど処理技術というものが高度化され、すばらしいものになつていくことが好ましい

河川の流域ごとに考えてまいりますと、公共下水道といいうことが取上げられました。ここで建設省の考へを伺いたいわけでございましたが、先ほど

形だと私は思うのです。そういうことを考えますと、私は流域下水道の持つ将来の課題として、自然の環境影響評価というものを十分分配慮していただきたい。この点篤と重ねて申し上げますが、いかがでござりますか。

こざいます。 次の問題は、処理場で発生する汚泥の処分についてお伺いしたいわけござります。 建設省の方から資料をいただきました。昭和四十九年以降の資料しかないということです。それでござますが、私はここで何点か指摘したいわけでござりますが、

の処理水はどこへ出しても十分な浄化が行われておるという状況になることが望ましいわけではございませんが、現状のところは御承知のとおり下水の処理水は標準値として二〇 P.P.M. という汚れまで淨化するということが一応現状の限界になつておるわけでござります。したがいまして、一般の河川でかなり汚れたところでも一〇 P.P.M. といふところが平常の流水の水質度合いと思われるわけでござりますので、処理場の水はその限りにおいては自然の流水に比べれば若干の汚れ度にはなつてゐるわけでござります。将来にわたってさらだその処理水の水質を高めるという努力は必要で

ざいますし、現に努力をいたしておるわけござりますが、現状はそのような状況にあります。したがいまして、それを前提として考えますと、処理水の放流地点については十分慎重な配慮が必要になるわけでございます。

それから、もう一つのおただしの流域下水道に
よつて河川の流量が著しく低減するのではな
いか、五%ないし一〇%の響きでございますと先ほ
ど申し上げましたことについての再度のおただし
でござりますけれども、私どもは流域下水道にお
きましては一般的に分流式という方式をとつてお
りまして、雨水については別のはけ口から河川な
りの公共水域に排出する、こういうたてまえにいた
しております。したがいまして、管渠をもつて
下流の処理場まで運んでまいります水は汚水でな
いりますので、パーセンテージからいきましてさ
ほどのものにはならないというふうに御理解をよ
ただきたいと思うわけでございます。

次の問題は、処理場で発生する汚泥の処分についてお伺いしたいわけでございます。昭和四十九年以降の資料しかないということでお聞きいたしました。建設省の方から資料をいただきました。下水道の整備がどんどん拡充されしていく、そうすると等級数的に発生する汚泥の量というはよえてくる。特に下水道整備五ヵ年計画、これは要求時点ですから普及率が多少パーセントは違いますが、その時点では五五%の普及率で要求なさったようですが、その時点でも現在の発生量の約倍の発生量になりますよ。大体いま二百四十万立方でございますから、それの倍、五百万立方近いものが発生してまいりますということが指摘されるわけでございます。

具体的に東京都の例などを申し上げた方がわかりやすいと思うのですが、東京都を調べてみましたところ、東京都の下水局では、東京都が処理できるのは、処理できると言いましても陸上廃棄、海面埋め立て、有効利用、海洋還元という処理のバランスがここに載つてあるわけでございますが、この中で有効利用、これは四十九年から五十五年までほとんど一%から一三・九というふうに一〇%台の有効利用で、大宗は何かといいますと、陸上、海上の埋め立てに使われているわけですね。これが現在の汚泥処理です。そこで東京都の話に戻りますけれども、東京都で現在発生している汚泥は、ではいつまで埋め立て可能なのかといふと、東京都下水道局では現在中央防波堤内に埋めておりますけれども、六十年までいっぽいになってしまいます。先ほどもお話をございましたように、フェニックス計画で何とかこの汚泥の広域処理をしたいんだというのが建設省の考え方のようあります。しかし、現時点でこのフェニックス計画がどうなるのかというと、六十二、三年ごろからしか発足しないんじゃないですか。そうしまして、すとここに二年間のギャップがあるわけでござります。いずれにしましても、発生する汚泥といふござります。

のは五五%で五百萬立米、それがさらに九〇%になりますと現在の活性汚泥の処理方法でいきますとどんどん汚泥がふえていきます。いまから出てくる汚泥をどうするのか。

さつき冒頭に私はなぜこのことを言つたかといふと、下水道処理というのは自然のリサイクルというものをどこかで分断しているわけです。発生した汚泥を大地に還元できるというなら好ましい。有効利用が一〇%です。自然のリサイクルを切断しているこの建設省の事業を、リサイクルできないまま放置するとのよう汚泥がどんどんたまつてくる。だから私は、建設省の事業の一一番根底に、大地にリサイクルできるという姿勢がないと大きな課題を残しますよ。このことなんですね。ですから、これがどんどんふえていて海洋もしくは陸上で埋め立てすることができません。しかも、さつきから問題になつていますように、一次、二次処理では有害物質も必ずしも完全に除去できません。農地へ還元するには危険が多過ぎます。重金属等を含んでおつたらどうするかといふことで、必ずしもそれを大地へ還元することは不可能です。こうなりますと、私はここで指摘したいことが二つある。

一つは、さしあたつて、この発生する汚泥を埋め立てに使っておる、普及率をどんどん伸ばすのは結構だが、汚泥の処分をどうなさるのか、明確にしていただきたい。

それから、私が手元にいただいた資料のこのような処理のバランス、陸上埋め立て、海面埋め立て、有効利用、海洋還元というバランス、これを変えないと大変なことになる。有効利用の面をさらに拡大し、また、汚泥の発生を少なくするような処理の方法を考えないと行き詰まってしまう私は思うのです。やはりリサイクルができないままの下水道処理の根本的な問題がここにある。このバランスクをえなさいということ、さしあたつて六十年までは埋め立てをしなければならないのだつたら、これはどうやつて今後処理をさるのか、汚泥処理についての明確なお考えをお伺いし

のは五五%で五百萬立米、それがさらに九〇%になりますと現在の活性汚泥の処理方法でいきますとどんどん汚泥がふえていきます。いまから出てくる汚泥をどうするのか。

さつき冒頭に私はなぜこのことを言つたかと思うと、下水道処理というのは自然のリサイクルというものをどこかで分断しているわけです。**発生した汚泥を大地に還元できる**というなら好ましい。有効利用が一〇%です。自然のリサイクルを切断しているこの建設省の事業を、リサイクルできないまま放置するとのようになふ泥がどんどんたまつてくる。だから私は、建設省の事業の一一番根底に、大地にリサイクルできるといふ姿勢がないと大きな課題を残しますよ。このことなんですね。ですから、これがどんどんふえていくて海洋もしくは陸上で埋め立てすることができますよ。しかも、さつきから問題になつていますように、一次、二次処理では有害物質も必ずしも完全除去できません。農地へ還元するには危険が多過ぎます。重金属等を含んでおつたらどうするかということです。必ずしもそれを大地へ還元することなど不可能です。こうなりますと、私はここで指摘したいことが二つある。

○升本政府委員 現在のところの発生汚泥量がおただしのとおり二百四十万立米、それから六十年度時点におきましてはほぼその二倍近くに達するということも御指摘のとおりでございます。

現在のこの二百四十万立米の処理、処分方法でござりますけれども、これもおただしのように、陸上並びに海面の埋め立て処分が全体の八〇%近くということでおざいまして、肥料その他への有効利用量が一四%にとどまっておるわけでござります。そこで私どももいたしましては、やはり第一点のおただしの今後の有効利用の促進という観点から、大いに現在技術開発を積極的に努力中でございまして、下水汚泥の堆肥化、コンポスト化技術につきましてはほぼすでに実用の域に達しております。たとえば山形市でござりますとか東京都、福岡市、鹿児島市等において本格的な事業化に進んでおる段階でござります。したがいまして、このような方向で一層今後技術開発を進めますと同時に、農業関係者と十分協議を持ちまして、利用者の信頼を確保しながら供給の増大を図っていきたいと考えている次第でございます。

しかしながら、この利用の伸展と申しましても、申し上げましたように大変利用率として極端に上がるということを期待することは無理でございますので、やはり当面は処分地の確保が最大の懸案事項であることも御指摘のとおりでござります。この点につきましては、現在、来年度五十六年度は九千万余の調査費をもちまして、これは技術開発の調査の実施と同時に、海面の埋め立て処分等につきましても必要な調査を実施しております。これが今までのところ五十八年時点までに調査を完了し、五十九年度から事業化にかかりたいというような段取りをもつて調査を実施いたしておる段階でござります。できるだけ早く結論を得まして事業化の運びに至りたいと考えておる次第でございます。

○升本政府委員 現在のところの発生汚泥量がおただしのとおり二百四十万立米、それから六十年度時点におきましてはほぼその二倍近くに達するということも御指摘のとおりでございます。

現在のこの二百四十万立米の処理、処分方法でござりますけれども、これもおただしのように、陸上並びに海面の埋め立て処分が全体の八〇%近くということでおざいまして、肥料その他への有効利用量が一四%にとどまっておるわけでござります。そこで私どももいたしましては、やはり第一点のおただしの今後の有効利用の促進という観点から、大いに現在技術開発を積極的に努力中でございまして、下水汚泥の堆肥化、コンポスト化技術につきましてはほぼすでに実用の域に達しております。たとえば山形市でござりますとか東京都、福岡市、鹿児島市等において本格的な事業化に進んでおる段階でござります。したがいまして、このような方向で一層今後技術開発を進めますと同時に、農業関係者と十分協議を持ちまして、利用者の信頼を確保しながら供給の増大を図っていきたいと考えている次第でございます。

しかしながら、この利用の伸展と申しましても、申し上げましたように大変利用率として極端に上がるということを期待することは無理でございますので、やはり当面は処分地の確保が最大の懸案事項であることも御指摘のとおりでござります。この点につきましては、現在、来年度五十六年度は九千万余の調査費をもちまして、これは技術開発の調査の実施と同時に、海面の埋め立て処分等につきましても必要な調査を実施しております。これが今までのところ五十八年時点までに調査を完了し、五十九年度から事業化にかかりたいというような段取りをもつて調査を実施いたしておる段階でござります。できるだけ早く結論を得まして事業化の運びに至りたいと考えておる次第でございます。

な御答弁で終わりでしようけれども、汚泥処理といふことは下水道事業が将来にわたって抱え込んでいかなければならぬ大きな課題でございますので、いまのような御答弁で私は決して満足しておりません。十分な対処の仕方を考えいただきたいと重ねて要望しておきます。

その次に、私は、いわゆるエネルギーの問題、いわゆる省エネという表現がござりますけれども、一体処理場はどうなんだというところから問題を一つ提起しておきたいと思うのでござります。

昭和五十三年度電力消費実績でいきますと、処理場数が三百六十四処理場、使用電力量年間約二十億キロワットアワーを使います。一処理場当たり五百四十九万キロワットアワーの電力を消費しております。現在の活性汚泥法といふものは、処理場が一力所ふえますとこのように非常に電力を食うわけであります。処理の仕方自体がもう非常な電力を食う形になつていて、万が一停電等の異常事態が発生したら、これは他の事柄も全部同じでございますけれども、特にこれは大変な事態が起るわけでございますが、それはそれとして、現在の処理の仕方といふのは必ずしも省エネルギーでないのではないかと私は思ふわけございません。きょうは時間がございませんから、資源エネルギー庁を呼んでいませんから、特に問題にいたしませんけれども、水力発電、火力発電あるいは原子力発電が発電所一カ所当たり平均どのくらい発電しているのか。概算でございますが、火力発電と一カ所十八億キロワットアワー、原子力発電で一発電所当たり六十三億キロワットアワー。それを見ても処理場といふものは、原子力発電所一カ所だと、火力発電所一カ所よりも大変な電力を消費しているわけであります。

下水道事業といふものはやはり将来を考えいかなければならぬ。現在の活性汚泥法だけでいいのかどうか。もつと省エネルギーといふものに取り組まなければならぬ。いまの活性汚泥法は相当電力を食つてゐるのですよ。それは忘れては

いけない重大な視点だと私は思います。これについていかがですか。

○遠山説明員 若干技術的なことになりますので、私は、いわゆるエネルギーの問題、いわゆる省エネといふ表現がござりますけれども、一体処理場はどうなんだというところから問題を一つ提起しておきたいと思うのでござります。

昭和五十三年度電力消費実績でいきますと、処理場数が三百六十四処理場、使用電力量年間約二十億キロワットアワーを使います。一処理場当たり五百四十九万キロワットアワーの電力を消費しております。現在の活性汚泥法といふものは、処理場が一力所ふえますとこのように非常に電力を食うわけであります。処理の仕方自体がもう非常な電力を食う形になつていて、万が一停電等の異常事態が発生したら、これは他の事柄も全部同じでございますけれども、特にこれは大変な事態が起るわけでございますが、それはそれとして、現在の処理の仕方といふのは必ずしも省エネルギーでないのではないかと私は思ふわけございません。きょうは時間がございませんから、資源エネルギー

現在行なわれております活性汚泥法につきましても、一層の省エネ化を図るという意味から調査を現行実施中でございまして、五十四年度から五十六年度まで、あるいは別途建設技術評価制度といふものも利用いたしまして、曝気によるエネルギーの節減ということについてやっておりますし、また別途、汚泥から出てまいりますガスを利用しまして、これで発電をいたしまして処理場の電気を一部賄う、こういうようなこともあわせて行っておりまして、全体として下水道のエネルギーが減るようにとすることで、いま研究を実施中でございます。

○萩仲委員 大臣、いま申し上げたエネルギーの問題も、今後の対策としてどうか心にとどめておいていただきたい。簡単に言えば発電所を十基つくって初めて処理場の必要電力量になるという単純計算、粗っぽい計算ですけれども、それほど処理場をつくるということは電力を食うのだといふことを前提にして省エネに取り組んでいただかなれば、現在の総エネルギー量に占める比率は確かに低いです、建設省によれば、いまは低いです

○遠山説明員 それで、これから答弁させていただきます。

現在行なわれております活性汚泥法につきましても、一層の省エネ化を図るという意味から調査を現行実施中でございまして、五十四年度から五十六年度まで、あるいは別途建設技術評価制度といふものも利用いたしまして、曝気によるエネルギーの節減ということについてやっておりますし、また別途、汚泥から出てまいりますガスを利用しまして、これで発電をいたしまして処理場の電気を一部賄う、こういうようなこともあわせて行っておりまして、全体として下水道のエネルギーが減るようにとすることでもあります。きょうは時間がございませんから、資源エネルギー

では、その能力を低下させる原因は何があるか。これはいわゆる有害物質、重金属等を含んだ有害物質が混入してきますと、活性汚泥の能力が急激に減衰してくるわけです。ということは、何かといいますと、まだ生活污水ならないのです。が、工場污水が入つてまいりますと、この処理能力が非常に低下するという課題がござります。

これも具体的に申し上げますと、やはり一番おひざ元の東京都の例で言つた方がはつきりしますけれども、この見出しが「下水道パンクの都」思いますが、東京都の下水処理場から出る下水処理のあり方を検討しております東京都下水汚泥処理調査委員会、その答申が出ておるわけございませんけれども、この見出しが「下水道パンクの都」こうなつておるわけござります。なぜかといふと、工場汚水がいわゆる現在の処理能力を低下させ、だからいろいろ、その次に聞きますけれども、法律で除害施設をつけますとかなんとかといふ御説明を聞いたところで何にもならないのです。現実に活性汚泥の能力が低下しているのです。だからといってないがしるにしていい課題でございます。

○升本政府委員 ただいまおだだしの、東京都の

調査委員会の答申でござりますが、私どもも読ませていただいております。

その内容を若干申し上げさせていただきますと、「工場排水を下水道に受け入れるか否かの考え方の選択は、社会的、経済的に都市でのあらゆる分野にかかわり合ひのある重要な課題であるから、今後、公害防止の理念と下水道事業の歴史と将来の展望、さらには実務の可能性の視点で検討し、実態に則し、かつ矛盾を生じない案をとるべ

スを得ることに多くの時間を要すると考えられます。」というように述べておられるわけでござります。

御指摘の課題は一つの問題、将来検討を要すべき課題ではござりますけれども、私どもは現在の市街地におきます土地利用の状況、工場が住居地に散在して混在しているような状況から、必ずしも工場排水を一般の排水と分けて処理すべきであるということにはならないのではないか、経済的な面からもそうでございますし、また、仮に工場が自分で排水処理をするとしても、処理水の排出先に戸惑うというような問題が至るところに出てくるという状況にならうかと思ひます。

そのような状況にあることと、それから、工場にも種類によりまして、工場汚水の中でも一般家庭排水と一緒に処理した方が便利なものが非常にたくさん含まれておるわけでございますので、そのような点を総合的に勘案して、この御答申にあるように、やはり社会的コンセンサスを得るために多くの時間を要する問題ではないかという視角から、検討させていただくべきものではないかというふうに考えておる次第でございます。

○藤井委員 御答弁をいただいたのですが、大臣、もう少し私の言つた趣旨を明確につかんでほしい。私の言つたのは、工場の中でも有害な物質を発生する危険性があるということを大前提にして、いまのことを申し上げたのです。それを承知の上で言つているのですよ。工場の中でも、たとえば有害でない水を下水道に入れてはいかぬなんて、そんな荒っぽいことを私は言つてないのです。いわゆる活性汚泥というものの処理能力を低下させるような危険なものについては、むしろ事前にチェックをして、放流についてはもっと監督を厳しくする必要があるでしょう。考え方としては必要なことじゃないか。何でもかんでも下水道に入れるということではなくして、むしろ下水道で処理した方がいいもの、処理しない方がいいもののということをこれから行政の中で考えられる

と大事な視点ではなかろうかと私は思います。もちろん経済的な効果等を十分踏まえてそういうことを行うべきであります。

ただ、一つの提言として、これから行政の中で、下水の中に何でも入れてしまえということではなくして、むしろ下水に入れるべき水はこういう水を入れていこうという考え方でやつていきませんと、いまのようにならうかと私は思いますが、そういう考え方も一つ大事じやないか、下水に入れるべき水はこうなのだとこうことで積極的に建設省が取り組んだ方が楽しやないかと私は思いますが、大臣、いかがでしようか。

○齊藤国務大臣 工場污水と下水道とのかかわり合いであります。先ほど来先生のお話を聞いて、水資源の確保と水の再利用、そして地域の環境との調和、それから下水道のあり方、存在価値、こうしたこと総合的に私は考えておったのですけれども、実は私の選挙区でも、工場排水で汚れて、工場公害ということできつくなりました。工場がつぶれました。しかし川はきれいになりました。魚が泳ぐようになりましたが、下水道が整備されたらその水がみんな下水道へ行つてしまつて、川がからからになつてしまつたという大変な事態があるので、この点の整合性が非常にむずかしいと思います。

いまの工場排水でござりますけれども、これは公害対策基本法もありますし、水質汚濁防止法もありますので、公害を出すような企業は社会的責任を持って、とにかくみずから有毒の、害のある水は出さないという工場規制によつて処理できると思うのです。そして、御指摘のような形で分類して、下水道へ出すものと河川へ出すものと分けて、いけば、水資源の問題から再利用の問題からいろいろな問題がある程度解決していくのじやなからうかと私は思います。そのことをあわせて恐らく御指摘になつてているものと思ひます。建設省所管だけではまいりませんので、厚生省あるいは環境庁、関係省庁もござりますので、やはりこれから

つておる、あるいはまた社会環境整備も生活環境整備もしなければならぬという、そのコンセンサスをどのようにとこころに求めていくかということは、御指摘を伺いながら大きな課題として取り組んでまいりたい、このように考えます。

○蔽中委員 どうかその点を心にとどめておかれないと思うのでございます。なぜ私がこの点を申し上げたかといいますと、いま大臣の御答弁にもありましたように、建設省だけの所管ではございません。上水道で厚生省、そして水質汚濁防止法で環境庁が絡んでくるわけでございます。この水質汚濁防止法という法律が上水から下水の間でどこにかかっているかといいますと、工場から出る水を下水道に入れなければ、工場から出る時点で水質汚濁防止法がひつかかってくのです。しかしながら下水へ入れますと環境庁の手を離れるわけであります。そして環境庁の水質汚濁防止法の網がかかつてきますのは、処理場から出る処理水にかかつてくるわけです。その処理水の中には生活用水もあれば、有害な水を流した工場もあれば、いろいろな工場が全部入っておりますので、これはその責任を明確にはできません。いまおっしゃったように、法制の立場からいつても処理水を下水に入れるか公共用水を入れるかで法のかかり方が違ってくるわけです。その点も十分御承知のことだと思いますので、問題の解決の方法として私は指摘をしておきますから、よろしくお願いをしたいと思うのでございます。

もう一つ、私はこの点を伺つておきたいのですが、いわゆる三次処理、これほどだんだんお金がかかるつてくるわけでございます。この三次処理を行えば行うほどスラッジが多くなります、こういうことが言われておるわけでござりますけれども、それでは建設省全体として三次処理という、有害なものを除いてリサイクルできるようにしていこうという方向を選択なさるのか、それとも、いま私が言ったように、リサイクルできないような、重金属などをコンポストの中から抜くのは大変なもの

す。そういうことをさせないで、処理しやすいよう汚泥をつくりリサイクルの方向へ行くのか、あるいは従来どおり埋め立てを続けていくのか。大変荒っぽい考え方ですけれども、これから下水道事業の終末処理のあり方は、三次処理を重点的にするのか、それともリサイクルを重点的にするのか。それは全部ですと御答弁になるかもしませんけれども、やはりこれは大事な点ですので、どの方向に一番ウエートを置かれるのか、お伺いしておきます。

○升本政府委員 三次処理についての技術開発を進めるということはもとより大事なことでございましてけれども、処理の限界というものが当然ありますわけでございます。したがいまして、三次処理によって処理水の水質を高めることは可能でございましても、その処理の後に残った汚泥の活用という点につきましては、かえってこれは、三次処理については汚泥の品質がまた悪化するということも考えられるわけでござります。したがいまして、処理汚泥の利用、再利用という観点からいきまると、やはり最初の下水道に入ります水質の中で汚泥に悪影響を及ぼすようなものは極力これを排除するという仕組みの徹底を図るべきではないかと思うわけでござります。

先ほどお答えを漏らしましたけれども、先生よく御承知のとおり、下水道に受け入れます場合にも、工場排水を受け入れます場合には、水質汚濁防止法の規制とほぼ同じような規制がかぶつているわけでございますので、たてまえからすれば、下水を入れる場合でも重金属等の水質を悪化させるものは工場側で除却することが義務づけられているわけでございます。したがいまして、これからはその制度の徹底を図ることで除却の状況を十分監視してまいりたい、そのためには必要な人員、必要な施策を講じていきたいというふうに考える次第でございます。

○蔽申委員 時間がないので、これは簡単に御答弁をいただいて結構です。

んです。そんなことは技術的に不可能に近いので

いま局長が御答弁になつたように、確かに法の措置法、下水道法の改正で、有害な下水は出さないよう、特定事業場に對して——これは水の使用量が非常に多いわけですが、特定事業場以下のところに問題がないとは言えないとは私は思うのです。それでいまこの問題を指摘するわけですが、いま局長がおっしゃったように、特定事業場に対して水質汚濁防止のための除害施設の設置が義務づけられている。しかし、その特定事業場以下の事業場に対しても、これからは監視といいますか、良好な水を出すような指導というものが非常に大事じゃないかなと私は思いますが、これはきょうはごく簡単にやつておきます。またこの次にやります。

それから、きょうずつと問題になつておつた四次五計から五次五計の問題点をやりたいのですが、きょうは時間がないので一つだけ指摘しておきます。

地方自治体の財政事情、これはもう御承知のとおりでございますが、いろいろな事情があると思うのです。昭和四十五年から五十五年までの地方財政の計画を見させていただいたのですが、たとえば昭和五十年時点ですと政府資金が約七〇・四%。ところが、五十一年からは一九・四というよう、地方自治体が下水道事業を行うときに、良質な運用部資金の比率が非常に少なくなってくるわけです。先ほど来指摘されましたように、地方自治体の負担を軽減するためには良質な資金というものが非常に大事な課題ではなかろうかと私は思っています。

それからもう一点は、これも粗い計算ですからいかがかとは思いますが、粗い計算で聞いておつください。普及率を一%上げるのに四次五計では九千五百億かかるております。五次五計で普及率一%で八千四百三十億。先ほど來の御答弁を聞いておりますと、これからは非常に工事のやりやすいところですしお金がかかりませんといふ御答弁のようですが、それでも物価

上昇等を見てまいりますと、普及率で言うのはいかがかと思うのですけれども、四次五計が九千五百億かかっているのが八千四百三十億という、普及率一%当たりのコストは非常に安くなっているわけですから、これが五年たつてまた言いわけをしなくて済むように、確かに五次五計が計画どおり進捗なさるのか。事業費、事業量ベースでいきますと、お金は一〇%近く使いました、普及率は伸びませんでしたというのが今日までの結果です。きょうは結果だけ言っておきます。こういう点で、五次五計が終わつたときに、やはりだめだったということが絶対ないということは言えないと私は思いますけれども、それに近い御決意があるかどうか、その辺はいかがでしよう。

○升本政府委員 ただいまの地方自治体の負担増の問題でございますが、地方債の資金手当てにつきましては、確かにここ数年来かなり政府資金の比率が落ちておりますけれども、五十三年度を境といたしまして、五十四年度、五十五年度と逐次政府資金の割合を増加させております。したがいまして、徐々にではございますが、自治体の財政には好条件が設定されつつあるというふうに御理解をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、第五次の計画の遂行に当たつて、四次の結果と同じようなことになるのではなかろうかという御指摘の御趣旨かと思うのでございます。この点につきましては、私ども先ほども御説明申し上げましたところでございますけれども、この來るべき五カ年の計画期間中には、事業実施の状況、前提条件がかなり変わつてまいりというふうに予測をいたしております。端的に申し上げますと、四次の期間中にいわば先行的に投資された部分の量がかなり多くなっております。これが五次に稼働してまいりますことで、単価的にはかなりの壓減にならうかというふうに考えられますが、さらには、指定都市と一般都市との配分比率が変わつてしまりますことで、比較的安い単価の事業があえてまいる

ということ、それから同時に、そのような状況でございますので、工事の施工の問題がかなり軽減されてくるという要素がございますこと等を含めまして、私どもとしては、物価の異常な上昇がないことはこれは祈るのみでございますけれども、その他の条件につきましてはただいま申し上げました条件の好転を踏まえて実現に努力をいたしましたい、かよううに考えておる次第でございます。

○鈴仲委員 先般来ずっと各委員がそのことを指摘しておりますので、どうかしっかり取り組んで、好ましい結果を得るように努力していただきたい。重ねて要望してこの問題を終わります。

次に雑用水、いわゆる中水道の問題について何点かお伺いしたいのですが、これをなぜここで取り上げるかといいますと、現在御承知のようにサンシャイン60ビルあるいは全国でいろいろな建物が中水道を使っております。そしてまた福岡で見られますように、将来の水の不足に対応して地域ぐるみ中水道というものを使っていこうという動きが出てるわけです。

そこで、私は問題提起をしたいわけでございますが、当然中水道というものを行うについて、行政でございますから、それを施行するのにしつかりとした法の裏づけあるいは政令なりまた監督なり、あらゆる法制の上にきちんとした安全や事業主体や事業内容といいうものが全部確立した上で行われていればいいのですが、果たしてそのなかでどうかをきくようは確認をしておきたいと思うのです。

普通上水道ですと厚生省所管で、水道法とかいわゆる建築物における衛生的環境の確保に関する法律、こういうもので建物に網をかけています。そうして通産省等がかかるつてしまりますと、工業用水道事業法が引っかかってきます。また、建設省は当然建築基準法で建物の中の配管について網をかけるでしよう。また下水道法等で、その運用でやってくるでしよう。あるいはもっと基本的な法律でいえば河川法等もかかるつてくるかもしません。現在の中水道というものははどういう法律

のものと工事が行われ、現在のサンシャイン60あるいは福岡と、いろいろな地域で中水道が敷設されてくるが、どこの省庁が監督指導をし、何法をもつてこれが運用され行なわれているのかということが、たとえば取り締まりとか安全を確認するとか、上水道と誤飲させないことが問題になったときに、どういう監督権限とどういう法律でこれをやりになるか、時間がありませんから簡単にお答えください。

○渡辺(修)説明員 お答え申し上げます。

厚生省は、先生御指摘のように上水道を所管しております省庁でありますと同時に、国民の保健衛生の維持向上という衛生行政をも所管している役所でございまして、その両方の面から御指摘の雑用水道について重大な関心は有しておるわけでござりますけれども、残念ながら雑用水道について全般的、総合的な法的な規制、制度といふものはまだ整備されていない。しかし、私ども特にとりわけ衛生上支障のない形で雑用水道が利用されるべきだという見地から、従来いろいろ調査研究を重ね、それから先生おっしゃった一定の延べ面積以上の特定建築物につきましては、その限りにおいてかかるべき法制も持っております。こういう法制に乗せていくことも検討していかなければいけないだらうと思っておりますが、当面は、私どもとしては、飲み水として間違つて飲んでしまうということのないような、誤飲あるいは誤用、こういったおそれの少ない水洗便所用に雑用水道を活用していくだらうということを重点的に進めめる必要があるだらう、そのための水質基準づくりというようなことに具体的に取り組んでいるところでございます。

たしたこと。それから第四点といたしまして、先ほど来御説明申し上げております処理場等の先行的な投資、つまり第四次の計画期間中に現実の処理能力としては上がつてこない投資額がかなりござります。そのような点が大きく影響したものというふうに考えております。

○渡辺(武)委員 そういたしますと、それらの要因に対しでは、第五次の計画の中ではどのような配慮をもつてこれに対応しておられるのでございましょうか。項目別に順番に御説明いただきたいと思います。

○升本政府委員 第一点の建設物価の上昇につきましては、これは第四次の期間中に第二次の石油ショックという状況もありました。これは今後の

経済全般の展開にかかる問題でございます。それで、これを予防的に云々ということをいま申し上げられないのは残念でございますが、そういう要素がございます。

それから第二点の終末処理場等の設備費の増大につきましては、所要額見込むということで努力をいたしました。

それから第三点につきましては、要するに特殊工法等の敷設の所要単価が上がつたという点については、これから整備の対象地域がかなり地方にシフトしてまいります。具体的には指定都市と一般都市との間の配分比率も変わつてしまつります。一般都市の方に重点が移つてまいりような状況、さらに指定都市の中でも市街地縁辺部の方にかなり対象地域が移つてしまいるというところから、少なくとも第四次におけるような高比率の特殊工法採用ということは予定しなくてもいいことになるのではないか。

それから第四点の先行投資につきましては、もちろん第五次から第六次にかけましても、第六次

のための先行投資部分も一部第五次の計画の中に含まれることには変わりないわけでございますが、それでも、第四次が流域下水道を中心としてきわめて大きく対象があつてまいった時期に当たりまして、先行投資分がどうしても上り調子のときに

は大きく出ます。

したがいまして、五次においては後年次への先行投資部分が比較的小さくて済む

というような状況がございます。

以上のようなことを総合いたしまして、何とか

第五次においては計画の達成が見込めるのではないか

といふふうに考えております。

○渡辺(武)委員 下水道部で発行いたしております「日本の下水道」の中ではどう言つているかと

言うと、下水道整備をめぐる環境は決して楽觀で

生きる状況はないのだ、このような状況のもとで

下水道の整備を着実に進めためには、特に下水

道に対する国民の理解と協力が不可欠だ、こう言

つているわけですね。いま局長が挙げられました

理由の中にはこの問題がどうも入つていなかつた

ようですが、けれども、下水道部がここに特記をして国

民の理解と協力は不可欠だと言つておられる

けれども、この国民の理解と協力を得るために一

体どのような対応をしておられるのでしょうか。

○遠山説明員 お答えいたします。

環境問題でございますが、先ほど局長が申しま

したように、処理場につきまして臭気の防止の問

題あるいは覆蓋の問題等、いろいろ四次の計画中

に新しく起きてきた問題がございます。しかし、

つくつてみた後で、非常に豪華であるというよ

うな感じもなきにしもあらずということでございま

して、われわれ公共団体を今後指導するに当たり

まして、実際にそれを運転した場合に維持管理費

がよけいにかかる、そういう観点から、もっと質

素につくつて実害がないようなことを考えるべき

ではないかというようなことも指導しておるところ

でございます。

また、特殊工法等につきましても同じことが言

えまして、市街地におきます工事が非常に規制が

厳しくなりましてこういうことになつたわけでござりますが、それと同時に、設計に安易などとい

うふうなことを、言えば安易にやつてしまつ

すればいいところを、

それがいいことともござりますので、公共団体に

対しましてもっと地元の協力を得るようになります。

私はもまさしく同じよう理解をいたしてお

るわけでございまして、たとえば流域下水道につ

きましても、計画の立案時においてはかなり十分

な調整をいたしておるのが通常というふうに理解

をしておりますが、それを実施の段階に当たりま

して、少し時間を急ぎ過ぎたためにかえつて大き

な争議を引き起こすという問題もございましょう

のかどうか。本来、現在滞つておる大きな理由と

不可欠なことだ、こういう意味で言っておられる

のかどうか。この国民の理解と協力を得ることだ、

指導することが国民の理解と協力を得ることだ、

申しあげたようなことが単価に反映しておると

いうふうにわれわれ考えておるところでございま

す。

○渡辺(武)委員 どうも若干びんとこないのです

が、ここに書いていらっしゃる、地方公共団体を

指導することが国民の理解と協力を得ることだ、

申しあげたようなことを総合いたしまして、何とか

第五次においては計画の達成が見込めるのではないか

といふふうに考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 下水道部で発行いたしております「日本の下水道」の中ではどう言つているかと

言うと、下水道整備をめぐる環境は決して楽觀で

生きる状況はないのだ、このような状況のもとで

下水道の整備を着実に進めためには、特に下水

道に対する国民の理解と協力が不可欠だ、こう言

つているわけですね。いま局長が挙げられました

理由の中にはこの問題がどうも入つていなかつた

ようですが、けれども、流域下水道等につきましても、他の

市町村の汚物を何でおれの町村に持つてこなけ

ればならぬか、こういう感情的な問題もございま

すね。そういういわば一般的な国民の理解を得る

ためのPRといいますか、下水道の必要性といい

つか、そういうものに対する理解と説得に対し

ればならぬか、こういう感情的な問題もございま

すね。そういういわば一般的な国民の理解を得る

ためのPRといいますか、下水道の必要性といい

つか、そういうものに対する理解と説得に対し

ければならぬか、こういう感情的な問題もございま

すね。そういういわば一般的な国民の理解を得る

水道に対する国民の理解を得るという努力、そのこと自身は非常に大切なことはないだらうかと思ふ。もう少しその辺に力を入れて、事前の説得といいますか、理解といいますか、そういう方向に力を注ぐ必要があるんではないか、こう思ふわけですが、何か目新しくそういうことをお考えになりませんか。

○升本政府委員 いまお答えするほどまとまつた形で考えが詰まっているという段階にあるわけでございません。しかし、数カ所の流域下水道についてほぼ似たような進行過程にあるということにかんがみまして、やはり個別の対応にもう一つ国としても努力をしていくことが必要ではないかという認識を持つておりますし、その方向で具体に関係県との話し合いを進める方法について検討をいたしております。

○渡辺(武)委員 われわれが、現実にそういう場面に当たつていらる該当地区の方々の御意見なり、あるいは地方議員の方々の御意見を聞いておりますと、多分に誤解に基づくものもありますし、あるいは感情的なものに基づくものもある。そういう判断をいたしていきますと、もう少し親切なPRをするならばこんなにこじれなくともよかつたのではないかと思うことが実は間々起きておるわけです。それらに迅速に対応していくということが私は非常に必要だと思うので、ややもすると中央では、トラブルが起きておるけれども一体何をやつているんだと第三者的な立場で見てしまふ、十分な原因の把握も行わない、こういうきらいがなきにしもあらずでございまして、そういう意味では事業は地方公共団体がやるといたしましても、得意の行政指導といやつがあるわけですから、その辺ではもつともっと積極的に介入できる余地はあるのではないだろうか。そのこと自身が事業全体の進捗あるいは下水道の普及率を高めることにも通じてまいるわけですから、私はもつと力を入れてそういう面を指導していただきたい、特に要望をいたしておきます。

それから、流域下水道は、いわゆる水質の汚濁

を防止するためには大変効果的なものであるうと、いうように私は考えておるわけございますが、最近やはり量的な問題等々から、かえつて問題があるんではないかという御意見が出ております。

結果としてどうかは私も若干の疑問を持っておりますが、流域的に污水を集めて合理的に処理をしていく、それがだめだということであれば、それは分散的に処理をしよう、こういう御意見ではないかと思いますけれども、一般的にはやはりより合理的な汚水の処理ということになれば、流域下水道どもは相当効果を發揮するのではないか、こう私は思うわけでございます。特に、從来出でておると思いますが、反対の主要な意見、それらについてどのように把握をしておられるか、所見を伺いたいと思うのです。

○升本政府委員 現在流域下水道は三十八都道府県、六十九カ所で実施いたしておりますが、このうち処理区の数で申しまして九処理区におきまして反対運動が生じております。それから三カ所につきまして訴訟という状況に至つております。

反対の主な意見は、一つは先ほど先生御指摘なさいましたように、終末処理場に他の市町村から汚水が流入するということ。それから第二点といたしまして、悪質な工場排水が流入する、そのことによつて水処理が阻害されて公共用水域が汚染する原因となるという問題がある。それから第三点といたしまして、終末処理場の設置によつて、上流部で処理水が流せるものなら流すというようなことを考へながら、いろいろな案について検討した結果、やはり流域下水道をもつて対応するのが適切と判断された結果で流域下水道を選択しているつもりでございます。この辺につきましては十分な説明が欠けているために、あるいは理解を得られないために問題を生じているという点いたしまして、大変広域を対象として、長い管渠を通して汚水を収集するということになりますの

で、河川の持つ自然の浄化効果が発揮されないというような問題、さらに河川の流量が減少するといふような問題がある。これは望ましいことではな

い。大体そんなような反対理由にならうかと思ひますが、お聞き取りのとおり、ただいまのうち二番目、三番目、四番目、というようなところは、特に流域下水道なるがゆえにということではないのではないかと私どもは考えておりまして、これにつきましては、流域下水道、公共下水道を通じましては十分な予防措置を講じなければならないことではあります。それから農地等が処理場に転用されるという問題は、下水道の施設に限らず、ある程度やむを得ないことではないかというふうに考えておるわけでございます。

第一点の処理場に他の市町村からの汚水が流入するという問題は、理論的な問題というよりもむしろ感情的な問題が非常に大きなウエートを占めていると思いますけれども、この点につきましては流域下水道の効用、機能についての十分な御理解をいたすこと。それから仕事の順序についても十分理解を求めるながら進めるというような対応が必要であろうかというふうに考えております。それから第五番目に申し上げました河川水が流量が減るという問題あるいは浄化効果が発揮されないで不経済ではないか、こういう御指摘でござりますけれども、流域下水道を選択いたしましては、上流部で処理水が流せるものなら流すというようなことを考へながら、いろいろな案について検討した結果、やはり流域下水道をもつて対応するものが適切と判断された結果で流域下水道を選択しているつもりでございます。この辺につきましては十分な説明が欠けているために、あるいは理解を得られないために問題を生じているという点いたしまして、大変広域を対象として、長い管渠を

工場排水を除外すべきだ、こういう意見の反対運

動があることも私は承知をいたしておりますが、本来環境を守るという面から多くの県で条例が策定をされ、あるいは水質汚濁防止法等の影響もあって、工場から出す排水というのが非常に厳しい規制を実は受けておるわけですね。逆に言えば一般家庭の雑排水よりもきれいにして出している工場がたくさんある。問題はむしろ中小弱小企業における除害施設というものが先ほど大臣が言つておられましたように、汚水をきれいにするためいろいろ設備をしたらついに工場がぶれてしまった、こうおっしゃつておられましたけれども、そのように非常に資本力の小さい弱小企業、そういうところではまだまだ問題があらうかと思いますけれども、むしろ逆に下水道に対して工場排水の取り入れを拒否していけば、そういう中小企業に対して非常に大きな打撃を与えてしまつというおそれがある、こう考えるわけですが、その辺はいかがお考えになつておられるのでございましょうか。

○升本政府委員 除害施設の設置の比率は年々向上いたしておるわけでございまして、大企業の設置率は大変高くなつております。御指摘のように小さな工場については比較的設置率が落ちておりますけれども、これにつきましては、やはり小さな企業であるといつても下水そのものの処理に影響を与えるような汚水を流すというようなことであつては困るわけでござりますので、やはり何らかの形で除害施設の設置を督促してまいる必要がありますが、それがなかなかなつておられます。その場合に、中小企業につきましての金融上の助成等については十分配慮し、そのような活用を図るように働きかけて、除害施設の設置の推進、促進を図つてまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 そのこと自身も、実は一般的に言ふと工場といらものがすべてそういうものを排出するんだという誤った考え方方に陥りやすいのですね。本来そうでない、別にそんなに害のある污水を流している工場ではないものまで一緒になつて排擣をされてしまう、こういうことが実際に

は地方で間々起つてくるのですね。確かに重金属等を含む汚水を排出する工場、これは特定工場で出てまいりますが、そこはそことして別の対策をとりながらも、一般的に工場汚水を排撃すると、いう風潮、このこと自身も、やはりそれにはそれなりの対応をしていかなければいけないと思うのですね。実際にはどうもそうではなくて、みそもくそも一緒にされたまま工場排水排撃という方向で実は事態は動いている。こう考えるわけですが、その辺はどういうふうに処理をされるつもり

○升本政府委員 御承知のとおり、下水道に排出できる水質の基準は下水道法をもつて定めておりますが、水質汚濁防止法によりまして、いわゆる公共用水域に排出可能な程度までは少なくとも重金属類については除害をしていただかなければなりません。ただBODとかSSというような数値でござらぬされますが汚濁につきましては、これは下水道によって処理することが下水道の本務でござりますので、この点については十分受け入れが可能であるわけでござります。企業の種類によつては、たとえば食品工業のようなものはむしろBOD、SSで表示されるような汚濁量が非常に大きくなりますので、ようよここよりますへあるへは Maxwell

ちこの水までに朝　うの音は山病

んメッキ工場等もありますから問題のある工場もあるらうかと思いますが、大半はそうでない工場も多い。ところが現実にはそれらを全部一緒にして工場排水はだめだ、こういうことになつていっておるんですよ。そこで市長も困つて、じや工場排水は全部もう入れません、こういうことで事態が進んでいるわけですからね。そういうことに対して建設省はどう指導をしていかれるつむりかということを実は聞いてるんです。

○升本政府委員 やはり下水道の制度というものは都市の排水の一括処理ということで位置づけられておるわけでございますので、その制度の趣旨を全うできるように、十分都道府県段階、市町村段階においての説明不足を補つていくといふことが必要なのではないかと思うわけでござります。

○渡辺(武)委員 やはり下水道の制度といふものが的確に運用されることを願つておるわけでござります。そのため、現行制度の的確な運用について、都道府県を通じ市町村に対してさらにその制度の趣旨並びに規制の実態について徹底を図るように努力をしてまいりたい、かように考えていいる次第でござります。

○渡辺(武)委員 その規制の対象その他等は、いまの規制の方法がそなつておるといふふうに申し上げておるわけではなくて、規制の方法はそうであつても、現実にまた違つた方向で動いておるといふことですから、それらに対してもうするかしない、これは当然なことだらうと思いますが、したがつて、そういう問題も全般的に言えばおくれておる下水道の普及をするために必要な問題ですかから、たとえ法規制上問題がない、こう言われても、現実にはいろいろな問題が起つておるということを十分ひとつ認識をしていただき、そういう面にも力を入れていただきかなくてはならぬのではないか、こういうことを実は御指摘を申し

上げておるわけでござります。
さらに、これも先ほど大臣も答弁をしておられましたように、下水道をつくると河川水がなくなつてしまつて、河川の自浄作用を損ねてしまつておるんですが、現実にそういうことが起こつてくるかもしれません、そのような問題については、その該当地区の下水道立案計画に対して一体どのような配慮がなされておつたのが、こういうことを実はお聞きしたいんです。
○升本政府委員 下水道の整備計画を立案いたしました場合には、その対象地域の地形、降水量等の自然条件あるいは河川の流量その他の条件を十分に前提条件として勘案をいたしますし、また、土地利用の現状と将来に対する見通し、それから水利用の将来に対する見通し、それから汚水の量、それから水質の見通し、それから下水放流先の状況、そのようなものをすべて勘案要素として検討し、いろいろな代替案を比較して最終的にあるべき整備計画を決定する、こういう手立てを講じておりますし、その計画を決定するに当たりましては、地元の地方公共団体の意見も十分に聞きながら作成する、こういう手続をとつておりますので、おただしのようなことが計画上考えられるということは私どもとしては考えがたいことでござります。

いかがですか。

○齊藤国務大臣　いささか具体例を明示してしまつたわけですけれども、事実であつたことは事実であります。これは、あの私が指摘したところはたしか特殊環境で流域も短いのですからそういうことになつてしまつたので、一つの大変まずい例を申し上げたのかもしませんけれども、そういうことでなく、そうしたこともあり得るということを想定して事業については十分なケース等を集めて配慮して、環境破壊につながらないような方法でやるものであらうと思いますし、また、そ指摘のありましたとおり、やはり再利用というごとにつながつていきますし、どう申し上げていいのでしようか、技術的な問題もありましよう。いろいろな問題を検討して、何とか水資源確保にながつた下水道対策を図つてまいりたい、このようになります。

○渡辺(武)委員　局長、あり得ないことが起つたわけですねども、それは計画にどういうそぞうに考へるものでございましたか。

○升本政府委員　具体的な例につきまして大臣から御指示をいただいておるわけでございませんんで、私はその状況を十分把握しておる段階にございません。もしそういう状況があれば、その原因について十分検討しなければならないといふうに考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員　重大な問題が起つてゐるわけですから、それはもういち早くそういう原因が探求されて、そういうことの起らないようにしていかなければならぬわけでして、担当局長がそれをお知らないで起こり得るはずがない、こうおっしゃつておるのですけれども、現実にはそういう問題が起つておるとすれば、先ほど来疑問に出されておるようにおかしいではないか、こうならないを得ないことになるのですね。だから一日も早く、もしもそんなことが現実に問題として起つ

八
卷之二

12

1

ておるならば、早く原因を調査をしてもらつて、二度と再びそういうことが起きないようにしていただかなければならぬ、こう考へております。

そこで、流域下水道が公共下水道に比べて経済性に劣るという意見も私は聞いているのですけれども、それは事実でございましょうか。

○升本政府委員 流域下水道の建設を選択いたしました場合には、先ほど来御説明申し上げましたよ

うな諸般の状況を勘案して決定をいたすわけでございまして、特にその諸般の状況の中には、費用、便益の比較を代替案について行いました上で適切なものを採用するという経過をたどりまし

て、流域下水道の決定ということに至つては、流域下水道のためのために公共下水道でございますので、特にそのために公共下水道に比して経済性に劣るということは、私どもとしてはあり得ないことというふうに考へておる次第でござります。現実に第四次の計画で建設をいたしました流域下水道と、それから一般公共下水道の場合の単価の比較をやつてしまりますと、単独の公共下水道の場合には処理人口一人当たり七十一万円という結果が出ておりましても、ほぼ同じ

でござりますので、特にそのために公共下水道に比して経済性に劣るということは、私どもとしてはあり得ないことというふうに考へておる次第でござります。現実に第四次の計画で建設をいたしました流域下水道と、それから一般公共下水道の場合の単価の比較をやつてしまりますと、単独の公共下水道の場合には処理人口一人当たり七十一万円という結果が出ておりましても、ほぼ同じ

と、この中で著しく減少しておりますのは特定公共下水道、これが第四次に比べて約五割減とい

うことになっております。これには何か特別な理由がおありでございましょうか。

○遠山説明員 特定公共下水道は、言うならば工場団地の下水道でございます。新しく工場団地をつくります場合にもつぱら特定公共下水道を使つておりますが、いままでのところ工場の進出状況が芳しくございませんで、そのため事業が四次五カ年の間でも計画をかなり下回ったということと、五次計画でもそれだけの要望がなかつたという

のが実情でござります。

○渡辺(武)委員 一方で工場排水を下水道に入れないと、いう排撃運動があり、片や特定公共下水道は要望がないからつからない、こういう相矛盾した問題が現実には起こっているのですね。もちろん工場団地を対象としておる特定公共下水道だ、こうおっしゃるのか、あるいは工場団地を対象としないとも、從来から工場群といいますか、都市の中に偏在している多くの工場がある、こういう

ようなところもあるわせてその工場団地的な特定公共下水道というものが本来敷設されていてもい

いのではないかと考えるわけですが、その辺はいかがでございましょう。

○遠山説明員 過去におきましたは、先生おっしゃるようなことが市街地の形成状況からまいりまして、工場の立地を仕分けをして、特定の工場について下水処理のためだけにその移転をお願いする、集約をお願いするとい

うことがなかなか実際問題としてむずかしい状況にあるというふうに理解をしております。したがいまして、先ほど下水道部長が御説明申し上げましたように、特定公共下水道は、工業団地をつくるというような観角からでき上がつておるところについての排水を引き受けける場合に非常に適した制度であるけれども、そのことのゆえに下水道の排出水を均質化するというような要請から、特

に工場の移転をお願いするというようなところまでは現実の行政が至つていらないというふうに御理解をいただきたいと思うわけでござります。

○渡辺(武)委員 下水道の効率的な運営を図るために、確かに工場群の中にはそういう重金属等を排出する工場があるわけですから、そういうのを

職種別いろいろ分類をして特に団地的にかためる、そして特別な処理施設をつくる、こういう考

え方はございませんか。

○遠山説明員 一例ではございますが、町の中からそういう公害を出す工場を別途移しまして団地をつくります場合にもつぱら特定公共下水道を使つておりますが、排出する工場排水によりまして、それは共

同の処理でございますから効率よくやろうという

ことで始まつたわけでございますが、排出する排水の質が工場によってかなり違うものでございま

すから、何系統かに分けて処理をしなければなら

ないということで、必ずしも効率的ではないとい

うふうに聞いております。

○渡辺(武)委員 どうも言つておられることがよくわからぬのですけれども、普通の公共下水道なりには流域下水道なりに、そういう重金属を

出す工場が仮にあつたとすると、そういう中に仮に混入してしまつたとすると問題が非常に大きくなるわけですね。したがつて、そういう特定な重金属を排出する工場は特別に一定の範囲内にかた

なるわけですね。したがつて、そういう特定な重金属を排出する工場は特別に一定の範囲内にかた

め、こういうことがむしろ合理的でないという理由がよくわからぬのですよ。

○升本政府委員 おっしゃるようなことが市街地の形成状況からまいりまして、工場の立地を仕分けをして、特定の工場について下水処理のためだけにその移転をお願いする、集約をお願いするとい

うことがなかなか実際問題としてむずかしい状況にあるというふうに理解をしております。したがいまして、先ほど下水道部長が御説明申し上げましたように、特定公共下水道は、工業団地をつくるというような観角からでき上がつておるところについての排水を引き受けける場合に非常に適した制度であるけれども、そのことのゆえに下水道の排出水を均質化するというような要請から、特

に工場の移転をお願いするというようなところまでは現実の行政が至つていらないというふうに御理解をいただきたいと思うわけでござります。

○渡辺(武)委員 最後に三次処理についてちよ

とお伺いをしておきたいと思います。

三次処理の必要性についてはいろいろ強調をさ

れております。しかし、現実にはまだ十分な処理能

力がない、あるいは適当な技術が開発をされてい

ない、こういうことでございますが、この三次処理が完全に行はれるというような見通し、時期的

な見通しあるいは技術的な見通しについてお答えを比較をいたしますと、金額的に見てまいります

るわけでござります。

○渡辺(武)委員 それではちょっと質問内容を変

えてまいりますと、この一人当たりの単価は飛躍的

に低減されてくるというふうに理解をいたしてお

るわけでござります。

○渡辺(武)委員 その一つでござりますが、これは第四次の計画期間中は流域下水道はまだ手をつけ始めた段階のところが多うございまして、これにつながるべき関連公共下水道の整備が不十分な状況にあるのが一般

でござります。そのような状況下において、す

べはもうすでに下水道が終わりまして、いまはも

で處理人口一人当たりで公共下水道とほぼ同じ単価になつておるわけでござりますので、これから流域下水道に関連する公共下水道網が整備され

てまいりますと、この一人当たりの単価は飛躍的に低減されてくるというふうに理解をいたしておるわけでござります。

○渡辺(武)委員 それではちょっと質問内容を変えてまいりますと、この一人当たりの単価は飛躍的

に低減されてくるというふうに理解をいたしておるわけでござります。

○渡辺(武)委員 それではちょっと質問内容を変えてまいりますと、この一人当たりの単価は飛躍的

とか郊外へという考え方のもとに工場再配置と申しますか、そういう方向がとられていくつた

わけですね。だからさらに進んでいけば、当然生

活環境を守るためにいろいろな問題がその後出て

きて、すでに都市の中における騒音等の問題から、

工場をなるべく住環境と離れたところへ、こうい

う考え方から工場団地的な方向が出てきた。その

時点ではまだこの下水道も余り大きな問題になつ

ていなかつた。最近ではそれらがまさに下水道の面

にまで拡大されて、相当各市町村とともに下水道の整備については要望が高い。こういう時代を迎えておるわけですから、そういう時代を迎えてさ

らにそういう面に対しても配慮をしていかなければならぬのではないか、こう実は考へながら申し上げておるのであって、現実はまだ要請が少ない

とかなんとかおっしゃつてあります、むしろ進んでそういう方向で将来方向を考えしていくとい

うことの方がより合理性があるのではないか、こう

私は考へるわけでござりますから、再度御答弁を願いたいと思います。

○升本政府委員 御趣旨については十分理解して

いるつもりでござります。要は都道府県段階、市町村段階の自治体が市街地の形成をどのように將來図つていくかということに密接に関連する問題

であろうと思いますので、そのような計画が行わ

れます場合に、下水の処理というサイドからの意

見も十分反映する様子にこれから努力をいたして

まいりたいと考えております。

○渡辺(武)委員 最後に三次処理についてちよ

とお伺いをしておきたいと思います。

三次処理の必要性についてはいろいろ強調をさ

れております。しかし、現実にはまだ十分な処理能

力がない、あるいは適当な技術が開発をされてい

ない、こういうことでございますが、この三次処理が完全に行はれるというような見通し、時期的

な見通しあるいは技術的な見通しについてお答え

を願いたいと思います。

○遠山説明員 時期的な見通しというのがきわめて困難なお答えになるわけでございますが、現技術的には三次処理の目的によりまして、BODとかCODという環境基準対策の三次処理につきましては六つの処理場ですでに始めております。しかしながら焼と窒素という富栄養化にかかる三次処理につきましては、焼につきましてはすでに実用化の段階に入つておりますが、窒素につきましてはまだ高額な費用がかかるということで実用化の域には至つておりません。しかし、アメリカ等の技術等を考えますと、それも近いうちにつきましてはまだ高額な費用がかかるということとで実用化の域には至つております。されば、二次処理自体がまだ三〇%という程度でございまして、その二次処理でも焼なり窒素というのが二〇%ないし四〇%取れるということでございます。われわれは第一義的には二次処理を速やかに広げまして、国全体の水質のレベルを上げたいと、いうふうに考えておりまして、地域的に必要なところで、ついて三次処理を実施していくという考えを持っております。

○渡辺(武)委員 流域下水道のような大規模な処理場をつくりうるといつたしますと、どうしても三次処理が必要になってくる、実際はどういう段階ですね。そうじやありませんか。

○遠山説明員 先ほど局長も申しましたように、処理場をつくります場合、まず最初に処理場をつくるわけですが、それに関連する枝線のパイプができませんと容量に見合った水量が入ってこないわけでございまして、どうしても最初の段階ではかなり処理場に余裕がござりますので、水質的には三次処理をやつたと同じ効果の水が出てまいりわけでございます。したがいまして、処理場がかなり普及したといいますか、パイプが普及した段階から三次処理を必要なところについて行つむりでございます。

○渡辺(武)委員 その答弁がよくわからぬですな、何で最初のうちは三次処理だけでよくて、そ

のうちに三次処理が必要になるのか。そうではなくて、実際は三次処理の必要性というのは非常に説かれておる。そういう必要性に対しても開発的な体制というものは一体どうなっているのか。もつとはつきり聞けば、一体下水道部はそれにより対応しておるのか。技術開発できぬ、できぬ、まだ完全ではない、ないと言つておるが、これは一体下水道部がやつておるのかどこがやつておるのか、それに対してものような促進といいますか、対応をしておるのか。一日も早くやらなければならぬ。たとえば三次処理がないために反対運動が起つておることも現実には多いわけでしよう。だからそういう必要性に応じてどのような技術開発に対する対応体制が整えられておるのか、こういうことを実はお聞きしたいのです。

○遠山説明員 三次処理の技術開発につきましては、日本下水道事業団及び建設省の土木研究所等を通じまして技術開発を進めております。また、民間の力をかりまして開発したもの導入していくというつもりでございまして、また一方、日本下水処理技術委員会というのを持っておりまして、アメリカの最新の技術も、お互いに交流しながらそれを導入していく考え方でございまして、できるだけ早い機会にそれらのいいものが開発されることを期待しつつやつておるわけでござります。

○渡辺(武)委員 下水道を実際に担当している局なり部ですから、期待をしてもらつておつたんでは困るんですよ。むしろ積極的にそれらを開発促進する対応策は何だ、こういうことなんんで、第三者的な機関ではないわけですから、その辺の見通し。たとえば自動車だって排気ガスの問題でいろいろ厳しい規制を課せられた。そのうちにアメリカができるでしようということじゃなくて、世界に先駆けてそういう技術を開発し、やっていかなければならぬ、そういう意気込みを持つて対応しているには一体どうしていらっしゃるのですかと聞いています。

○升本政府委員 三次処理の技術的な段階についてはただいま下水道部長からお答えしたとおりでございます。ただ、私どものその研究体制でございますけれども、これは御承知のとおり建設省の中に土木研究所がございます。その研究所の中の下水道部、さらにその下水道部の中に三次処理研究室という組織を設けまして鋭意努力をいたしておりますけれども、何分にも、これは国際的に見ましても、三次処理について、費用効果等も含めて決定的に適切な処理方式が開発されたというところまではまだ至っていないように私は承っております。したがいまして、アメリカの開発を待つということではなく、アメリカの開発とともにどこちらも努力をしてまいるという過程にあるわけございますので、御了承いただきたいと思うわけでございます。

ただ、先ほど一言下水道部長が申し上げたのは、現状においては三次処理ということが言葉が非常に理解しやすいために大変期待が多くなっておるわけでござりますが、現実の水処理、一定の水質の確保ということについては、二次処理を徹底的に広めていくことでかなり有効に対応できるという事実を申し上げたつもりでございまして、そういうこともこれから住民の御理解をいただかなければならない点ではないか、かように考えておる次第でございます。

○齊藤国務大臣 答弁が行き違いになつて大変恐縮でございました。

御指摘いただいたわけで、これを機会に三次処理につきましては、せっかくこうした研究機関もございまますので、なお積極的に督励をいたしまして早期に解決を図りたいと考えております。

○渡辺(武)委員 終わります。

○福村委員長 中島武敏君。

○中島(武)委員 第五次五カ年計画の下水道の総人口普及率の目標を見ますと四四%になつていてます。五十五年度末が三〇%の見込みということでから、五六年で一四%引き上げる、こういう目標なのですね。ところが、当初、昨年の八月でし

ようか、概算要求を行った段階では五五%の普及率目標ということで概算要求をやられたわけですね。五五%といつてももともと非常に低いと私は思います。そのもども低い要求が余りにも低く切り縮められてしまっているというのが実態なのです。要求をした建設大臣としてはこれについて一体どう考えておられるのだろうか、この問題をまず伺いたいと思うのです。

○齊藤國務大臣 四次五計の結果から五次五計で予算組みにつきましてお願いをいたしました。先ほど来障害要因が多々あるわけであります。ただ、私たちとしては七ヵ年計画で五〇%以上の計画をいたしておったわけでござりますが、御案内のような経済事情で一年半繰り延べ、五ヵ年計画の中で、なお圧縮された財源の中でありますけれども、さきの五ヵ年計画の状況を踏まえて何とか目的達成のために四四%という目標を設定いたしました。

御指摘を待つまでもなく、過去の五ヵ年計画を踏まえても相当厳しいことは悟悟いたしておりますけれども、さればこそかえって私たちいたしましては、環境整備のためにせっかく協力、努力して目的達成のために何とか進めていきたい、このように考えるものでござります。

○中島(武)委員 日本の下水道の普及率というのは、欧米諸国に比べるとお話にならぬぐらい低いわけなのです。政府の方は、口を開きますとよくG.N.P.資本主義世界第二位である、全世界的に見ても第三位だということを言つていろいろ自慢しておられるのですけれども、しかし下水道を見る限りにおいては非常に低いのです。いまも大臣から答弁があつたのですけれども、欧米諸国に比較しても日本は一体どれくらいおくれている、何年ぐらいおくれているとお考えなのか、どういう認識に立つておやりになつていらっしゃるのか、ここをまた重ねて伺いたいと思うのです。

○升本政府委員 現在の欧米諸国の状況は、これまで国によつて違いますけれども、おおむね七〇%ないし八〇%という普及率に至つておるわけで

二〇四

そこで、わが国の場合の下水道の整備につきましては、長期構想を持ちまして昭和七十五年時点を目標に、これは正確に七十五年になればというふうにございませんけれども、おおむね七十五年時点、二十一世紀に入る時点をもちまして人口普及率で九〇%というところまで下水道の整備を

進行させたい、そのことによっておおむね現在の先進諸国のレベルもしくはそれを上回るところに到着できる、かように考えておる次第であります。

おくれでいると思うのです。妙なことを言い出すみたいでけれども、ビクトル・ユゴーの「レ・ミゼラブル」という作品があります。御存じだと思いますけれども、ジャン・バルジャンがコゼットの婚約者であるマリウスを拒いで下水道へもぐり込んだというのは一体いつか。一八三三年の六月六日だらうというように思われているのです。このときすでにパリにおいては下水道の長さ四十・三キロメートルという数字があります。つまり、これは十九世紀の前半なのです。そして、十九世紀の後半には大都市においてはほぼ一〇〇%、パリにおいてもほぼ一〇〇%下水道は完成しているのです。ところが日本はどうか。先ほど長期目標なるものを言いましたが、下水道に力を入れ始めたというのほんと近年のこと、こう考へても間違いはないと私は思うのです。だから、大都市のことを考えるとこれは一世紀どころか一世紀近くもお

くれているのじゃないかという気さえしないわけではないわけなのです。

なぜこんなに日本の下水道がおくれて いるのか、そしてなぜこんなに普及率が低いのか、この根本的な原因は一体どこにあるのか、ここをまずきわめることが大事なのじゃないかと私は思うのです。この点で大臣は一体どうお考えになつておられますか、何でこんなに低いのだと。

○齊藤国務大臣 「レ・ミゼラブル」のお話から説き起こして日本の下水道のおくれを御指摘なさったわけですけれども、いわゆる欧米諸国と日本の

生活態様が全く違つておつたといふ」と。昔から日

本は土農工商と言われました。いまは専門がありませ
んけれども、農業国でありましただけに、それと地
形的な問題として下水道ということに対する関心度
は非常に高くておったことは否めない事実であります。
しかも、近代化もつい最近のことですごさ
います。下水道事業も、御案内のように今度お願
いします。

いしておるのは五次五計、考えてみますと国でやる施策においても二十年そこそこでござります。まして、御案内のようにまだくみ取り式を使つておられる方々が六五%、七千三百万人ぐらへいらっしゃる

つしやるというような国柄でござりますので、これらの方々の関心をいただきながら、下水道施設というものは相当財源的にも巨大なものが必要となりますだけに、なかなか事業も進んでまいらないなといいうのが実情でございます。日本の国民性、国の環境、国土、そして近代化のおくれ、こうしたことことが総合的に下水道のおくれの理由だというふうに私は承知いたしております。しかし、もうすでに日本は先進国の仲間入りして、いわゆる経済大国となつたわけでありますて、この百年になりましたらどうか、それ以上のおくれを何とか取り戻して、皆さん方の御協力をいただいて、二十一世紀にはとにかくにも九〇%以上、都市部においては一〇〇%の下水道普及率を達成したい、このような心組みでいませつからく努力をいたしているところでござります。

○升本政府委員　わが国において下水道の整備がおくれていてる理由につきましては、全くただいま大臣がお話しになつたとおりというふうに理解をいたしております。

ちなみに数字を御報告申し上げさせていただきまことに、第一次の下水道整備計画がスタートいたしました三十八年度、その直前の三十七年度末、これは西暦一九六二年でござりますが、この時時点におきます下水道の普及率は六・七%でございました。したがいまして、僅々二十年のうちにと大

臣がただいま申されましたように、三十八年以降

現在まで十数年という経過を経ましてようやく三〇%というところに到達したわけですが、さすがにこれども、この伸び率は国際的に見てかなり評価できます。それでいていいものではないかというふうに考えておられる次第でございます。なお、さらにこの線に沿って普及の拡大に努めたいと思っております。

○中島(武委員) 私は、大臣が言われた国民性、環境あるいは近代化のおくれ、このことをもろに否定しようとは思いません。思いませんが、しか

町づくりという問題が非常に不十分にしか考えられてこなかつたのじゃないかということをやはり感ぜざるを得ないのであります。といいますのは、ほんとありますんが、一八八四年、明治十七年、ずいぶん古い話をすると、東京市知事である芳川顯正は、東京の市区改正のあり方にについて政府に意見を上申しております。市区改正と申しますのは、申し上げるまでもありますんが、いわば日本で初めての都市計画であります。そのときには、どういう意見を上申しているか、どうぞ見えてみると、「おもうに、道路、橋梁、河川は本なり。水道、家屋、下水は末なり。故にまずその根本たる道路、橋梁、河川の設計を定む時は、他は自然、容易に定むべきものとす」こういう見解を述べております。これは手書きの記述であります。

「取り早くおしゃすと、当時の支那屋が考案しておきました都市計画」というのは、道路、河川、橋梁などの産業基盤つくり、こここのところを非常に重点的に考えていたのじやないか。そして、住宅とか上水道、下水道、こういう住民生活に直接必要な施設を後回しに考えていたというように私は思うのです。

ところが、この意見について諮詢を受けた元老院が見解を述べております。この見解は「東京市行政区改正と陸海拡張のいづれが重くいづれが軽きを比較するに、すなわち陸海軍拡張は一日も忽諾を

付すべからざる急務なるも、東京市区改正は単に

美學というべきことにして、目下の急務といふべきことにあらざるなり」、こう言つてゐるのですねつまり明治以来、富國強兵とか殖産興業といふことを中心的なスローガンにして、住民のための住みよい都市つくりりといふことが非常に圧迫をされ、軽視をされてきた、こういう歴史を持ってい

ると私は思ひます。では戦後はどうか。戦前はなるほどそうだつたかもしれない。しかし、戦後は本当にそういう占めが改まつたんだろうか、ここなんですかけれども、

しかし戦後は、これまた政府が公共投資で一番重視をしてきましたのは、申し上げるまでもなく産業基盤投資であります。生活基盤投資はやはり終りをし続けられてきたわけであります。高度成長期における産業基盤と生活基盤、これを見てみると、住宅、学校、福祉施設、下水道、上水道、こういう生活基盤一に対して産業基盤は二ないし三、七、こっちの方に圧倒的に比重がかかるつております。私どももこの問題はずいぶん前からいろいろと意見も言いました。住民の要求もずいぶんありました。自治体からの要求もありました。最近は若干改善されてきておりまして、新経済社会七ヵ年計画、これを見ますと「対一・四」というふうにここまで来ております。しかし、大事なのは、ここで相当思い切って考え方を変えて、そうして生活基盤を本当に重視する、下水道なんかも本当に重視するというところに進む必要があるんじやないか、この問題なんです。

があるかないか、ちょっと私はお尋ねしたいと思うのです。

すけれども、そしてまたそういう構えで取り組むべきじゃないかというように思うのですけれど

定に先立ちまして、その都度下水道財政についての研究委員会を持ちまして、学識経験者の御意見を伺ふ所である。そこで、本年は、これまでの研究結果をもとに、今後下水道財政の運営方針を確立するため、下水道財政の現状と問題点、また、その対応策について、御意見をうながしていただきたい。

○青藤国務大臣 御指摘を待つまでもなく、日本の社会環境整備、社会資本はおくれております。したがつて、國の方向づけとしてこの基盤整備については最も重要な課題として積極的に取り組まなければなりません。

○青藤国蔵大臣　当然そのような心組みで対応することであらう、このように考へております。も、大臣、これはどういうふうに解釈すればいいのですか。

問題について幾つかお尋ねしたいところが多く思
います。

まず一つは、東京では下水道事業に地方公営企
業法を適用して独算制を敷いているのです。これ

を指揮したからであるべき行政体として、御諮詢をいただいているわけでございますが、この第四次の財政研究委員会の提言におきましても、そのような観点から汚水に係る維持管理費——維持管

ければならない問題であるうかと思います。きょうも本会議場で総理も言わされましたけれども、まず住宅という問題も取り上げまして、重要課題です。

○中島(武)委員 この四次五計を見ましても目
どおりいかないわけですよ。逆に下がつてい
けですね。これではしようがないんです。彈丸

は、大都市必ずしもすべて地方公営企業法の適用
というふうにやつていいないと思ひますが、東京で
はこういうふうにやつております。ところが、下

理費のうち汚水分でございます。これについては、当然利用者が負担すべきであるということのはかりに、建設費につきましても、国庫補助金などでも

あるというような御発言もございました。とにかくにも前段の先生のおっしゃることにはちょっと納得しない、どうもいかがと思うところもございましたけれども、やはり生活基盤の非常に貧弱であった日本でますやることは衣食であつたからだと思います。まず衣食足りて何とかいう、衣食足りてこれからようやく社会資本の充実に向かっていくところまで来たわけで、これは国民の方々でありますから、多少の支障はござりますが、必ずやこの問題を解決する道筋を示して顶ければ幸いです。

子が悪い、それでまた下がっていく、こういう実施を図る、経済事情、財政事情、錢がない、向では全然お話にならないと思うのですね。し、四次五計を見ますと實際はそういうふうになつてしまふ。だから五次五計についてはよほばついたい決意で取り組んでもらわなければならぬと思っているのですけれども、大臣、もう一度、本当にこれは真剣にやるという決意をまず聞きちらうごとと思うのです。

水道は申し上げるまでもなく非常に公益性が強く事業であります。これを料金で賄うということになりますと相当な無理がくるのですね。そのために東京はこの四月から、もう幾日後になりますか、下水道料金を八〇%値上げをする。これは全国一高い下水道料金になつてしまふわけです。つまり受益者に負担をさせるということをよく基本に考えて、料金でその収入を賄っていく、こういうふうになりますとどうしても高い下水道料金になります。

他の分についての資本費もやはり、その償還につけても利用者に負担していただくのが先ほど来申し上げたような原則に立つて適當ではないかといふよう御意見もいただいているわけでござります。このような御意見を踏まえまして、各自治体において適切な使用料を設定していくものというふうに理解をしております。

が大いに切磋琢磨して勉強して、科学技術を進め、近代化して、ようやく食事が足りていよいよこれから住環境、そして生活環境というところに順次来たのであるうと思います。ともかくにも歐米先進国との違いについては現実の問題としてわれわれは考えさせられる問題であります。これからやはり力をつけた日本として、御指摘を待つまでもなく、また御指摘のように、こうした下水道ももちろんそうでありますけれども、社会資本

○齊藤国務大臣　四次五計の投資額については、イナスをいたしておらないわけで、精いっぱいになっております。ただ、経済環境、物価高あるに地域の方々との調整の問題等々でおくれたわざがありまして、やはり御案内のような社会経済の中でも非常に変化が多い中でこれに対応していくにはそれなりの覚悟が必要であろうかと思ふ。されば、先生の御指摘を待つまでもなく、

ならざるを得ない、矛盾が起きてくる、こういう問題に遂着するのです。そういう点では公共性が強いわけですから、受益者負担ばかりに全部を依存をするというようなやり方は私は正しくないのだと思うのですけれども、この点について建設省としてはどんなふうにお考えになるものか、まずこの点をお尋ねしたいのです。

これは私は何も否定するわけではないのです。しかし、八〇%も値上げをしなければならないといいうような、こういう負担のさせ方というのは適正であるかどうかということですね。私は、こういう点ではもとと考えてみなければならぬ点が相当あるのじやないかと思うのです。現実に東京の下水道建設の財源は一体どこに求められているのか、結局大部分は起債なんです。借金なんです。大部

の充実、環境整備について、経済力のある日本でございますので、重点的に施行して努力してまいりたい、またそりすべきであろう、このように考

れに十分な対応をして何とか所期の目的を達成せるべく、努力をする心構えは当然のことながら、しかと持つて対処してまいりたい、このよう

については、東京のみならず数都市において現在進行中でございます。

分はそこに依存をして建設をやっているわけですか。五十四年度末の起債の未償還額は幾らになっているか、一兆一千二百五十八億円です。一日の利子は二億一千七百万円です。料金收入は幾ら

○中島(武)委員 下水道五ヵ年計画についての関
議了解、これを見ますと、一と二がありまして、
二は、「本計画は、今後の経済、財政事情等を勘
えるものでござります。

○中島(武)委員 それでは次の問題に移りま
が、五次五計、新しい五ヵ年計画、これを見
と、地方を優遇して大都市を整視している、こ
えます。

ることながら、利用者が特定されていること、それから、その利用者が、われわれ一般住民を含めまして一面におきまして水質汚濁の原因者という

案しつつ、弾力的にその実施を図るものとする。こうあるのです。それで、弾力的に実施を図るということは切り下がっていくことばかりでなくして、もっとこれをオーバーしてもよろしい、こういふことを目標を超過達成してもよろしい、こういうことをも含むものではなかろうかと思うのです。

いうふうに見えます。私は、地方と大都市を対立させて考えてはいかぬと思います。地方も大いに下水道の普及をやらなければなりませんし、しかし同時に大都市も大いに進めなければなりません。つまり、結論的に言えばパイ全体を大きくするということをやらなければこれはうまくいかぬわけ

立場もございます。水質保全のために相応の社会的な費用を負担すべき立場にあるということが、言えようかと思います。したがいまして、このような点を考えまして適正な利用者負担を行いうが適当ではなかろうかという考え方方に立つておるわけでございます。これは各累次の五カ年計画設け

みたいなものなんです。だから、政府の側からやるべきこととしてやはり必要なことの一つだと私は思うのですけれども、この起債のうち、政府債をもつとやすということに力を注ぐべきではないかという気がいたしました。その政府債と民間債が一体どんな割合になつてあるかということを調

べてみますと、これは東京都の下水道局発行の「下水道財政のしくみ」、これに載っているところですけれども、昭和五十年あるいは五十一年といいましょうか、五十一年を境として政府債が極端に落ち込んでいるのです。それまではざつと言つて五〇%を超えていたというふうに言つていよいもらった数字は多少違うのです。多少違うので私の方から申し上げておきますと、五十一年が一九%、こうなつてしているのです。自治省に調べて三・五十四年が二一・三、それで五十五年が三・五五だ、こういうわけでありますと、この自治省の数字によりますと、五十年は五一・二、こうなつてているのです。つまり五十一年から極端に逆転をして、非常に少なくなつてしまつて、さつきも言いましたけれども、この点については相当政府の側から援助すべきこととして、政府債をもつとやすべきなんじやないだらうかといいう気がするのですけれども、この点については、建設省だけの話じやないかもしれないけれども、都市局長なんかはどう考えますか。

○中島（武）委員 急速に以前のようより五〇%まで、以前は五〇%超えておったのですけれども、五〇%超えるまでぜひ建設省としても努力していただきたいと思うのですけれども、どうですか。

○升本政府委員 十分所管庁と相談をしまして、できる限りにおいて政府資金の枠を広げるよう努めをしてまいりたいと考えております。

○中島（武）委員 もう一つありますのは、国庫補助対象率、これを見ますと一般都市は七五%ですが、政令都市は四五%。それから国庫補助率が道路は四分の三ですが、下水の管渠は十分の六なんです。それから国庫補助の採択基準を見ますと、一般都市は八百ミリ以上、政令都市は三千五百ミリ以上という非常に大きな差があります。三千五百ミリと申しますと、これは本当に大きな管です。これしか対象にならないのです。これは中で競馬やつたってできるぐらいの大きな管なんですね。もうトラックがどんどん通れるというものでなければ国庫補助の採択基準に合致しないというふうなことになつてゐるのです。私はこの問題は、すばつと申しますけれども、やはり一般都市並みにする必要があるんじやないか、道路並みにする必要があるんじやないかと思うのです。昨年の概算要求のときには四七%ということを言つたのですけれども、これはまた削られてしまふ、そういう経過を経ているわけですけれども、こんな調子だったら大都市における下水道事業というのは本当に進まなくなつちゃうと思うのです。先ほど長期目標を挙げられましたけれども、長期目標を本当に実現していくこうと思ったら、こんな程度のことをやつておるんじやだめだと思うのですね。これも都市局長の方からしかたる御答弁をいただきたいと思ひます。

○升本政府委員 下水道の補助率につきましては、第一次五ヵ年計画発足時点におきましては公共下水道三分の一、大都市において四分の一といふ補助率になつておりました。これを第二次、第

○中島(武)委員 これは普及率のことを考えればやはり補助対象率などももつと引き上げていくといふことをやりませんと、これは普及率と非常に大きななかがわりがあるので、言うまでもないのです。だから、限られた箱の中、この枠内でだけ考えて、限られたパイの中でどっちをどういうふうにするかということだけ考えている考え方からは、なかなかこれは打開しがたいところだと思いませんけれども、しかしこれはやはりもつと努力をしませんと、大都市の方は進まないのじやないかということあります。重ねてこのための努力を要求したいと思うのです。

さらにもう一つ東京の問題について言いますと、東京は大都市の中でも他と違って大変特殊性がありますね。つまり私どもがいまいるこの国会、これが存在するのは東京以外にはないのです。衆議院、参議院、それから政府機関がありましての東京であります。それからさらに全国の大銀行は東京に集中している。あるいは大企業の本社が東京に集中をしている。これは他の大都市には見られない大きな特徴であります。それから、そのためには昼間人口が二百四十万人もよえるという、これも特徴なんですね。さらに、その上非常に大きな超高層のビルが林立を始めていた。たとえば最近できたビルで言いますと、サンシャインビルというのがあります。さらに、その上非常に大きな超高層のビルが林立を始めていた。たとえば最近できたビルで言いますと、サンシャインビルといふのがあります。これの年間排水量を見ますと六十四万六千三百九十一立メートルです。一日の平均排水量が千七百六十六立メートル。一般家庭の場合は、年間で二百四十ないし三百六十立メートル〇・六六ないし〇・九八立メートル。一つの大きなビルができまと二千五百世帯から三千世帯ぐらいいの排水をしなければならない。排水をするといふことは、同時にそれをちゃんと受け入れることのできる建設をやらなければならないということになりますが、現状はそのような状況にあるということをお御報告申し上げます。

東京における整備充電費が三百三十六億円に上っているのです。非常に大きな負担を負わなければならぬといふところであります。

時間がないから私は引き続き申しますけれども、いま東京でマイタウン構想懇談会の関連基本事業プロジェクトチームの報告書というのがあります。これによりますと、今後二十年間に事務所床面積は三千四百五十九ヘクタールから七千九百四十ヘクタールへと、四千四百八十一ヘクタールふえる。つまり二・三倍にふえることになっておるというのです。これは数字だけ聞いているとわかりにくいですけれども、霞が関ビルでいいますとどうかというと、ちょうどこれと同じものが二十一年間に三百六から三百七ふえるということになります。だから、これに伴う拡充費といふのは膨大なものになつてくるわけであります。私は、こういうのを全部一般的にその料金でいうふうに考えていたのでは、とてもじやないけれども話にならないと思ってるので。もつと集中を規制しなければいけない。これは第一にやらなければならないことだと思う。

それから、こういう大きなビルディングをつくつたら、下水道その他の関連施設はやはりこのビルディングをつくるところに負担をしてもらとうと思います。しかし、いうぐらいのことは必要だと思います。しかしながら、同時にこういう特殊性があるので、政府を考えなければいかぬではないかということなんですね。この点についてどう考えられるか、これも伺いたい。

○升本政府委員 東京都について、他の公共団体、道府県に比べて特殊性があるではないかといふ御指摘はまさにそのとおりだらうと思います。しかししながら、その特殊性ゆえに、また反面から考えますと、たとえば事業税その他の企業関係の税収あるいは建物が建つことにより事業所税率による税収が、やはり他の道府県に比べて頭著に増収を来すという状況もあるうかと思います。たがいまして、そのような点を総合的に勘案をいたしますと、特に東京都についていまの時点でお

水の關係で特別の措置を講じなければならぬといふのは、私どもとしてはその結論に至る段階に至つてないというふうに考える次第でござります。

それから使用料の問題でございますが、確かに八割の引き上げというものは比率としては大きゅうござりますけれども、先生よく御承知のとおり、この八割の引き上げをもちまして、一般家庭大体一月二十立米に対する使用料でございますが、これで計算をいたしますと月千二十五円という数字になります。これは、千円といえどもちるんおろそかにはできないわけでござりますけれども、また一面、水道料金が全国平均で世帯当たり月大体九百九十六円でございますが、そういう状況にかんがみますと、これは当然とは申しかねますけれども、各利用者に御負担を願える限度のものではなかろうかというふうに考えて、いる次第でございまして、よろしく都民の御協力をいただきたいと、いうふうに考へる次第でござります。

○中島(武)委員 この点は大分見解を異にいたしますね。東京に対しては、あるいは大都市はもちろんですけれども、もっと特別なことを考えなければこれはもう本当にやつていけない、破綻してしまう事態になると、ということを私、重ねて申し上げておきたいと思うのです。

最後にもう一つ、中小河川と下水道の問題について私伺いたい。

東京の下水道が進まない今まで述べたことのほかにある理由は何か。二つあるのです。一つは東部の三区、足立、葛飾、江戸川は二二、三%の普及率です。こここの問題は、分流式で下水道を敷設することを都市計画決定をし、事業決定をしてやつているわけですから、道路が非常に狭いためになかなか難済している。これが一つの原因なんです。それからもう一つは、世田谷とか練馬、板橋に見られる問題ですけれども、中小河川の改修が進まない、そのために普及率が低くとまっているという問題なんです。それで、練馬とか板橋は白子川の改修が必要なんです。ところ

が、東京都が白子川で改修をどれだけやらなければならぬかというのを見ますと十キロメートルなんです。そのうち板橋が二・六キロ、練馬が七・四キロなんです。ただし、埼玉県が負担する部分が一・四キロメートルありますので、差し引きますと八・六キロ。八・六キロを改修すればこのところが東京都の計画を見ますと、五十六年度から五十ミリ対応の工事を始めるということになつてゐるのですけれども、五十六年度予算では板橋地区の護岸工事は百メートル、三億円、こうなんです。もし毎年百メートルずつやつておりますと八十六年かかるのですよ。先ほど私は、一世紀あるいは大都市は二世紀ぐらい諸外国に比べておくれているのじやないかと言いましたけれども、こんなことをやついたら三世紀おくれてしまう。これが実情なんです。

東京は世界における日本の顔だと言います。言いますけれども、下水道の普及率ではいまだにこんな程度。そしてはんらんに悩まされて、木がつぶく。とてもじゃないけれども世界に対しても物を言えないようなところですよ。私は、中小河川の改修は急速にやらなければだめだと思う。私はいま、五十六年度の予算が百メートルだからこれから全部百メートルでいくのだというふうに何も言つてゐるわけじゃありません。ありませんけれども、仮にそう進むとすれば八六年かかるといふ問題なんです。だからこれは相当思い切る必要があるのじやないか。そして、これをやろうと思つたらすぐできることなんですから、東京都の方から相談があればすぐ応じる、一気にふやす、これぐらいのことをやつて、首都から水害だとか、下水道がまだよろんぢよろんしているとか、こんなことは直ちに改善すべきじやないかと思うのです。私、この点についてはつきりした答弁をいたただきたいと思っております。

いと思います。白子川流域は、東京都市内でも比較的最近市街化が非常に急激になってきたというような流域ではないかと思います。私どもいたしましては、東京都内の中小河川と申しますと神田川であるとか石神井川であるとか、ほとんど毎年のように水害が起きておる地域もござりますので、それらも勘案しながら改修を進めておるわけでございまして、一応常襲的なはんらんはまずなくさなければいけぬかぬということで、いわゆる三十ミリ対応と申しまして、まず一時間三十ミリの雨に安全にしようとということですっておるわけでございます。

それで、これに対しましてはいままでの努力が実りましてほぼ一〇〇%に近い、九九%くらいはできてきたと思っております。次の段階といたしまして五十ミリ対応、これをやらなければいけぬ。五十ミリ対応が済みますと下水道の計画とも整合できるということをございますので、至急これをやらなければいかぬということで、今後精力的にやりたいと思っております。

私どもの治水事業、特に中小河川事業は、第五次五カ年計画を現在最終年度でやつておりますが、来年度から第六次五カ年計画を、これは下水道よりも一年おくれておるのでございますが、組合ができるということをございますので、至急この対策を強力に進めていきたいというふうに考えております。東京都の場合、見かけ上おくれておるようになりますが、一応今まで三十分ミリ対応の対策に全力を挙げてきたということで、それなりの成果は上がつておると思いますので御評価願いたいと思います。

○中島(武)委員 白子川で言えば三十ミリ対応は終わって、五十ミリ対応を五十六年度から始めるということになつておるわけです。いま河川局長と言われたように、五十ミリ対応でなければ下水道は使えないのです。そういう意味では、さつき申し上げたように五十六年度は百メートル、では八十六年かかるのかというようなことがないようには、ひとつきちんと、大いに努力をしてもらいたい

二八

いと思うのです。やはり大都市の問題は地方を引き上げると同時に進めていかなければならないのでは、そういう点では重ねてもっとしっかりした、要するに下水道は下水道だけで進まないのである。

道整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)
○稻村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本筋議題を審成の諸君の起立を求ります。

主宅・都市整備公団法案
○稲村委員長 この際、先刻付託になりました住
宅・都市整備公団法案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。齊藤建設大臣。

があらわれたんではねたがり、一方でそれが樂山を
張つても河川改修が進まなかつたら何年でもおく
として、や二、三年、二、三の問題にならつていいわ、

第三回は、元の醜い仕事にありながら、やがて良きにつきましては、すでに質疑の過程におきまして、貴子立川さんにてお手本を出しちゃうござ

〔賛成者起立〕

卷之三

委員各位はおかれましては十分御用知のことなでありますので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明にかかることといたします。

五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○齊藤國務大臣　ただいま議題になりました住
宅、都市整備公団法案につきまして、是委員會付

○齊藤国務大臣 最後に大田の答弁を聞いて質問を終ります
○中島(武)委員 大都市における中小河川改修、あわせて下水道の関係がおくれているという御指摘でございました。全くそのとおりでございまして、諸般の問題を解決しながら御指摘の向きに向かって努力をする所存でございます。
○中島(武)委員 終わります。
○稻村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

丁水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 下水道の整備を促進し、地方公共団体の財源の確保を図るため、公共下水道の補助率の引き上げ、補助対象範囲の拡大等に努めるとともに、一般都市・指定都市間の格差のは正並びに流域下水道との整合を図ること。

この際、右前題審議大臣から発言を求める所と合わせて、
ありますので、これを許します。齊藤建設大臣。

○齊藤國務大臣　本法案の御審議をお願いして以
來、本委員会におかれましては熱心な御討議をいた
ただき、ただいま全会一致をもって議決されました
ことを深く感謝申上げます。

○稻村委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決
いたします。
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稻村委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

下水道の整備に当たっては、良好な環境の確保を図るため、地域住民の意見に配慮し、自然環境と地域の実情に応じた適切な事業計画の策定に努めること。

三 下水の処理に当たつては、下水道の機能を保全し、資源の有効利用の推進を図るために特定施設に対する監督、監視体制を強化し、有害物質の規制の徹底を図るとともに、中小企業の除害施設の設置に関し、助成措置の充実に努めること。

○稻村委員長　ただいま議決いたしました法律案に對し、池田行彦君外五名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共产党及び新自由クラブの六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

五 三次処理及び下水汚泥の処理技術の開発・実用化並びに処理水の再利用の促進を図るとともに、有リンの合成洗剤の使用の自粛の促進に努めること。

また、三次処理の維持管理費の費用負担のあり方について検討を進めること。

五 需要者の負担が過大にならないよう適切な措置を講ずること。

○池田(行)委員 ただいま議題となりました下水

右決議する。
以上であります。

このため、これまで住宅、宅地の供給及び健全な市街地の整備を推進してきた日本住宅公団と宅地開発公団とを今般の行政改革を契機として統合し、新たに住宅・都市整備公団を設立し、この新たな公団に、住宅事情の改善を特に必要とする都市地域において、良質な住宅、宅地の大規模な供給を行わせるとともに、健全な市街地の造成、都

四 公團の役員又は職員
(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十六条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公團の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の性質)

第十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十八条 公團に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十九条 総裁は、公團を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公團を代表し、総裁を補佐して公團の業務を代理し、総裁に事故があるときはその職務を代理

し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

。

(代理人の選任)

3 理事は、総裁の定めるところにより、公團を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公團の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

。

(代理権の制限)

4 監事は、公團の業務を監査する。

。

(役員の任命)

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

。

(役員の任期)

6 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

。

(役員の再任)

7 第二十一条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

。

(役員の欠格条項)

8 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

。

(役員の公務員たる性質)

9 第二十三条 公團の職員は、総裁が任命する。

。

(職員の任命)

10 第二十四条 業務

(業務の範囲)

11 第二十九条 公團は、第一条の目的を達成するために、次の業務を行つ。

一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

三 市街地において公團が行う住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

四 次に掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

イ 公團が行う住宅の建設又は宅地の造成(第十五号の宅地の造成を除く。)と併せて

は、その役員を解任することができる。

。

(役員の兼職禁止)

5 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

。

(役員の解任)

6 第二十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が、前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

。

(役員の解任)

7 第二十九条 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

。

(役員の解任)

8 第二十九条 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

。

(役員の解任)

9 第二十九条 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

。

(役員の解任)

10 第二十九条 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

(代理権の制限)

11 第二十六条 総裁、副総裁及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

。

(職員の任命)

12 第二十七条 公團の職員は、総裁が任命する。

。

(職員の再任)

13 第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について適用する。

。

(第四章 業務)

14 第二十九条 公團は、第一条の目的を達成するために、次の業務を行つ。

一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

三 市街地において公團が行う住宅の建設と一

体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

四 次に掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行ふこと。

イ 公團が行う住宅の建設又は宅地の造成(第十五号の宅地の造成を除く。)と併せて

は、その役員を解任することができる。

。

(役員の解任)

六 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十

九号)による土地区画整理事業を施行すること。

七 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第

八百三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。

八 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十

八号)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開

発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三

十九年法律第百四十五号)による工業団地造

成事業を施行すること。

九 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和

四十年法律第百十号)による流通業務団地造

成事業を施行すること。

十 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八

号)による市街地再開発事業を施行すること。

十一 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第

八十六号)による新都市基盤整備事業を施行

すること。

十二 大都市地域における住宅地等の供給の促

進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六

十七号)による住宅街区整備事業を施行する

こと。

十三 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)

による地方鉄道業を行うこと。

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)によ

る軌道業を行うこと。

十五 公團が行う第六号に掲げる事業(土地区

画整理法第三条の二第一項の規定により行う

ものに限る)又は第十号に掲げる事業(都市

再開発法第二条の二第四項第二号の規定によ

り行うものに限る)と併せてを行うこと。

賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

イ 前号イ及びロに掲げる施設の用に供する宅地の造成と併せて整備されべき健全な市街地の形成のため必要な施設

。

意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

第三十五条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聽かなければならぬ。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更
二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更
三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更
四 更又は廃止

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更
六 河川法第五条第六項（同法第百条において準用する場合を含む。）の指定の変更又は廃止

3 前条第五条の規定は、公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止した場合に準用する。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。

6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、

公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第五章 土地区画整理事業

第三十六条 第三十四条第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、

新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

第三十七条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合は、その施行に要する費用の負担及びその費用に

関する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとする。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管

理者（管理者が地方公共団体の長である場合に

おいて同じ。）に対し交付すべき負担金又は補助

金は、公団に交付するものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法

律百七十九号）の適用については、補助事業

者等とみなす。

4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用

の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除

した額を公団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払

の方法その他必要な事項は政令で定める。

（審査請求）

第三十八条 公団が第三十四条第二項の規定によ

り特定公共施設の管理者に代わってした処分に

不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審

査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査

請求をすることができる。ただし、他の法令に

より不服申立てができることとされているも

のについては、この限りでない。

（道路法等の適用）

第三十九条 第三十四条第二項の規定により特定

公共施設の管理者に代わってその権限を行う公

団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水

道法第五章及び河川法第七章の規定の適用につ

いては、当該特定公共施設の管理者とみなす。

道法第五章及び河川法第七章の規定の適用につ

いては、都市計画地方審議会の意見を聞きその意

見を付して、これを建設大臣に送付し、同項に

規定する期間内に意見書の提出がなかつたとき

は、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなけ

ればならない。

建設大臣は、前項の規定により意見書の送付

があつたときは、その内容を審査し、その意見

書を提出した者に通知しなければならない。

前項の規定による意見書の内容の審査につい

ては、行政不服審査法中処分についての異議申

立への審理に関する規定を準用する。

公団が第八項の規定により施行規程及び事業

計画に必要な修正を加えたとき（政令で定める

軽微な修正を加えたときを除く。）は、その修正

に係る部分について、更に第五項からこの項ま

でに規定する手続を行うべきものとする。

建設大臣は、第一項に規定する認可をしたと

きは、遅滞なく、建設省令で定めるところに

よる、施行者の名称、事業施行期間、施行地区

（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び

工区。以下この項において同じ。）その他建設省

令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県

知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概

要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第四十七条の規定により適用さ

れる土地区画整理法第百三十三条第四項の公告の日

まで、建設省令で定めるところにより、前項の

図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧

に供しなければならない。

13 公団は、第十一項の公告があるまでは、施行

規程及び事業計画をもつて第三者に對抗するこ

とができない。

14 公団は、第一項の施行規程又は事業計画を受け

を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 公團は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公團に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(区分経理)

第五十三条 公團の経理については、第二十九条第一項第十三号及び第十四号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務に係るものとその他の業務(以下「住宅・都市整備業務」という。)に係るものを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第五十四条 公團は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(住宅・都市整備業務に係る勘定においては、当該勘定に係る残余の額から第五十九条第五項に基づき同条第一項に規定する関連施設整備事業助成基金に充てた額を控除した額のうち政令で定める基準により計算した額)は、積立金として整理しなければならない。

2 公團は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公團は、住宅・都市整備業務に係る勘定において、第一項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公團に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に関する必要な事項は、政令で定める。(借入金及び債券)

第五十五条 公團は、建設大臣の認可を受けて、

長期借入金若しくは短期借入金をし、又は住宅・都市整備債券を発行することができる。

2 公團は、建設大臣の認可を受けて、第二十九条第一項第一号の住宅又は同項第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

(償還計画)

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による特別住宅債券若しくは宅地債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(関連施設整備事業助成基金)

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公團は、建設大臣の認可を受けて、住宅・都市整備債券、特別住宅債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

(商法明治三十二年法律第四十八号)第三百九

条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 商法明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、住宅・都市整備債券、特別住宅債券又は宅地債券に関する必要な事項は、政令で定める。

10 第四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議

決を経た金額の範囲内において、公團の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証することができる。

11 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でなければ、これを取り崩してはならない。

12 前条の規定は、基金の運用について適用する。この場合において、同条中「業務上の余裕金」とあるのは、「基金」と読み替えるものとすればなければならない。

13 第五十八条 公團は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(余裕金の運用)

14 一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭

(信託)

(関連施設整備事業助成基金)

15 第五十九条 公團に、第三十七条第四項の規定による支払金及び第二十九条第一項第四号の施設又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公團に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という。)を置く。

(建設省令への委任)

16 第六十一条 この法律及びこれに基づく命令に規定するものほか、公團の財務及び会計に関する必要な事項は、建設省令で定める。

(監督)

17 第六十二条 公團は、主務大臣が監督する。

18 第六十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公團の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

19 第六十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に對してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公團の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

20 前項の規定により職員が立入検査をする場合

においては、その身分を示す証明書を携帯し、
関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

第八章 雜則

(解散)

第六十四条 公團の解散については、次項に規定
するもののほか、別に法律で定める。

2 公團が解散した場合において、残余財産があ
るときは、これを公團に出資した者に対し、出
資の額に応じて分配しなければならない。

(協議)

第六十五条 建設大臣は、次の場合には、あらか
じめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第四条第二項、第二十九条
第三項、第三十一条(住宅・都市整備業務に
係る部分を除く)、第五十条第一項、第五十
五条第一項、第三項ただし書若しくは第七項
一項、第三条第二項、第四条第二項、第二十九条
第三項、第三十一条(住宅・都市整備業務に
係る部分を除く)、第五十条第一項、第五十
五条第一項、第三項ただし書若しくは第七項
一項、運輸大臣と協議しなければならない。

第六十六条 建設大臣は、次の場合には、あらか
じめ、運輸大臣と協議しなければならない。

三 第五十八条第一号の指定をしようとする
とき。

四 第三十条第三項又は第六十一条の建設省令
を定めようとするとき。

建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大
蔵大臣と協議しなければならない。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をし
ようとするとき。

三 第五十八条第一号の指定をしようとする
とき。

四 第三十条第三項又は第六十一条の建設省令
を定めようとするとき。

建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大
蔵大臣と協議しなければならない。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をし
ようとするとき。

三 第五十八条第一号の指定をしようとする
とき。

四 第三十条第三項又は第六十一条の建設省令
を定めようとするとき。

建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大
蔵大臣と協議しなければならない。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をし
ようとするとき。

三 第五十八条第一号の指定をしようとする
とき。

四 第三十条第三項又は第六十一条の建設省令
を定めようとするとき。

建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大
蔵大臣と協議しなければならない。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をし
ようとするとき。

三 第五十八条第一号の指定をしようとする
とき。

いて準用する場合を含む。)の指定をしようと
するとき。又は同条第二項の運
輸省令・建設省令を定めようとするときは、あ
らかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

四 第三十条第一項若しくは第三項、第五十九
条第九項又は第六十一条の建設省令を定めよ
うとするとき。

3 運輸大臣及び建設大臣は、第三十二条第一項
の認可をしようとするとき又は同条第二項の運
輸省令・建設省令を定めようとするときは、あ
らかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

4 建設大臣は、第三十五条第五項及び第四十五
条第四項(第四十八条第三項において準用する
場合を含む。)の規定による裁定をしようとする
ときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなけれ
ばならない。

5 主務大臣は、第二十九条第一項第十三号又は
一項、第十八号、第二十一条第一項若しくは第
二十六条第一項又は軌道法第三条、第十一条第
一項(運転速度及び運転度数に係る部分を除
く)、第十五条若しくは第十六条第一項の処分
をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣
と協議しなければならない。

(主務大臣)

第六十六条 この法律において主務大臣は、次の
とおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管
理業務に関する事項並びに住宅・都市整備業
務に関する事項について、建設大臣

二 第二十九条第一項第十三号の業務及びこれ
に附帯する業務に関する事項並びに同条第二
項第七号及び同条第三項の業務(鉄道施設に
係るものに限る。)に関する事項については、
運輸大臣

三 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれ
に附帯する業務に関する事項並びに同条第二
項第七号及び同条第三項の業務(軌道施設に
係るものに限る。)に関する事項については、
運輸大臣及び建設大臣

四 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれ
に附帯する業務に関する事項並びに同条第二
項第七号及び同条第三項の業務(軌道施設に
係るものに限る。)に関する事項については、
運輸大臣及び建設大臣

5 日本住宅公団の解散については、日本住宅公

第六十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第
二十四号)及び政令で定めるその他の法令につ
いては、政令で定めるところにより、公團を國
の行政機關とみなして、これらの法令を準用す
る。

第九章 罰則

第六十八条 第六十三条第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した
場合には、その違反行為をした公團の役員又は
職員は、十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する場合には、
その違反行為をした公團の役員は、十万円以下
の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受け
なければならぬ場合において、その認可又
は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定による政令に違反して
登記することを怠つたとき。

三 第二十九条及び附則第十七号に規定する業
務以外の業務を行つたとき。

四 第五十八条の規定に違反して業務上の余裕
金を運用したとき。

五 第五十九条第八項において準用する第五十
八条の規定に違反して基金を運用したとき。

六 第六十二条第二項の規定による主務大臣の
命令に違反したとき。

第七十条 第六条の規定に違反した者は、五万円
以下の過料に処する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、附則第二十一条から第五十五条までの規
定は、公布の日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。

(公團の設立)

第二条 建設大臣は、公團の総裁又は監事となる
べき者を指名する。

前項の規定により指名された総裁又は監事と
なるべき者は、公團の成立の時において、この
法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任
命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公團の
設立に関する事務を処理させる。

なるべき者は、公團の成立の時において、この
法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任
命されたものとする。

法の規定により、それぞれ総裁又は監事に任
命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公團の
設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公團の設立の準備を完了したと
きは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出る
とともに、その事務を前条第一項の規定により
指名された総裁となるべき者に引き継がなけれ
ばならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名され
た総裁となるべき者は、前条第二項の規定によ
る事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政
令で定めるところにより、設立の登記をしなけ
ればならない。

第五条 公團は、設立の登記をすることによつて
成立する。

(日本住宅公団の解散等)

第六条 日本住宅公団は、公團の成立の時におい
て解散するものとし、その一切の権利及び義務
は、その時ににおいて公團が承継する。

2 日本住宅公団の昭和五十六年四月一日に始ま
る事業年度は、日本住宅公団の解散の日の前日
に終わるものとする。

3 日本住宅公団の昭和五十六年四月一日に始ま
る事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対
照表及び損益計算書については、なお從前の例
による。この場合において、日本住宅公団の決
算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して
四月を経過した日とし、財産目録、貸借対照表
及び損益計算書の提出の期限は、当該決算完結
後一月以内とする。

4 第一項の規定により公團が日本住宅公団の權
利及び義務を承継したときは、その承継の時ま
でに政府及び地方公共団体から日本住宅公団に
対して出資された額は、公團の設立に際しそれ
ぞれ政府及び地方公共団体から公團に対して出
資されたものとする。

5 日本住宅公団の解散については、日本住宅公

國法(昭和三十年法律第五十三号)第七条第一項

6 第一項の規定により日本住宅公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定めた。

卷之三

7 第一項の規定
場合における解説
ることができる。
（権利及び義務の
第八条 付則第六条
める。

支那の傳記

対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課すことができない。

であつた期間」と、法律第百五十二号附則第十一項第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「住宅・都市整備公団の職員として在職する間」とする。

第七条 宅地開発公団の創設等

は、その時において公団が承継する。
宅地開発公団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度は、宅地開発公団の解散の日の前日を以て終わるものとする。

宅地開発公団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

による

第一項の規定により公団が宅地開発公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府及び地方公共団体から宅地開発公団に対して出資された額は、公団の設立に際しそれぞれ政府及び地方公共団体から公団に対して出資されたものとする。

第一項の規定によると公團が軍事開拓團の本部に利及び義務を承継したときは、その承継の延滞年地開発公團法(昭和五十年法律第四十五号)第三十八条第一項に規定する関連施設整備事業助成基金に充てられている金額は、公團の設立に際し第五十九条第一項に規定する基金に充てられしたものとする。

公団は、当分の間、第五十九条第一項に規定する基金の運用により生ずる収益を、宅地開発公団法第二十七条第四項の規定による支払金又は日本住宅公団が建設し、若しくは整備した日本住宅公団法第三十一条第一項第五号若しくは第六号の施設、宅地開発公団が整備した宅地開発公団法第十九条第一項第二号ロの施設若しくはこれらの施設の用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が支払うべき利子の軽減に資する費用に充て

(非課税)
第十条 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税若しくは土地の取得に対する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

引き続いて公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして法律第百五十二号附則第十条第二項から第四項まで又は第十一條及び法律第七十二号附則第十二条第二項の規定を適用する。この場合において、法律第百五十二号附則第十条第二項中「公団等職員として」とあるのは「日本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「日本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員

正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「法律第七十三号」という。)附則第十条第一項に規定する法律第七十
三号による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号。以下この条において「法律第二百五十二号」という。)第百四十四条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き公団の職員となつたもの(以下この条において「公團關係復帰希望職員」という。)に係る法律第七十三号附則第十条第一項の規定

本住宅公団法第三十二条第二項入は宅地開発公団法第二十条第二項の規定による特別の定めにより、特別の定めをするものとする。

第十二条 日本住宅公団の解散の際現にその役員又は職員として在職する者で、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百五十二号。以下この条において「法律第二百五十二号」という。附則第十条第二項又は

その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

用に置いては、同多第一項の規定による債券とみなす。

第百三十二号」といふ。附則第一条第二項並
第十一条第一項の復帰希望職員であるものが、
引き続いて公団の役員又は職員となつた場合に
は、その者を当該復帰希望職員とみなして去津

十二年既に後における地方公務員等の給料の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下二の条及び次条において「法律第七十三号」と

整備公団」に改める。

(公職選舉法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

日本住宅公団と宅地開発公団とを統合して住宅都市整備公団を設立し、住生活の安定向上と都市環境の整備改善を図るため、大都市地域等において集団住宅及び宅地の大規模な供給、市街地開発事業等の施行、都市公園の整備等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員会議録第三号中正誤

正	主張もする	建設省や できやせぬ。	建設省な ど主張する	段行 誤	正
一 二 三 四 五 六	建設省な ど主張する	建設省や できやせぬ。	建設省な ど主張する	一 二 三 四 五 六	一 二 三 四 五 六
未 未 未 未 未 未	できやせぬ。	できやせぬ。	できやせぬ。	行つたって 行つたって	行つたって 行つたって
六 六 六 六 六 六	異常に	異常に	異常に	異常に	異常に
同	第四号中正誤	第五号中正誤	第六号中正誤	第七号中正誤	第八号中正誤

五、ページ四段末三行「四十五年」以下末二行「おります。」までを削る。

昭和五十六年四月六日印刷

昭和五十六年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K